

F E I  
国際馬術連盟

## F E I 総合馬術競技会規程第 2 3 版

(2009年1月1日F E I 施行)

和文では最新の更新分を下線で表示

*F E I* ウェブサイト更新：2009年1月7日および2009年4月14日  
参照記述の誤りによる修正

社団法人 日本馬術連盟

本規程は英文版が原本となります。

本規程の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

本文中の挿絵付解釈については割愛しておりますので、ご了承下さい。

## 索引

|                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| 馬に対する虐待行為            | 第520条                    |
| コースとアリーナへの立ち入り       | 第516条1                   |
| 選手の年齢                | 第505条1                   |
| 馬の年齢                 | 第505条2                   |
| 上訴委員会                | 第549条5                   |
| 任命に関わる制限             | 第550条7                   |
| アリーナ（馬場馬術競技）         | 第516条1                   |
| 援助（許可のない）            | 第529条8                   |
| 困難な状況にある選手           | 第529条6                   |
| 名誉章（FEI）             | 付則6                      |
| 銜（許可されるもの）           | 付則1a                     |
| 乗馬靴                  | 第521条4                   |
| 競技会のカテゴリーとレベル        | 第503条                    |
| 巻乗り（クロスカントリー競技）      | 第533条3                   |
| 順位                   | 第502条                    |
| 競技（個人と団体）            | 第504条                    |
| 選手との協議               | 付則10                     |
| 大陸選手権大会              | 第544条                    |
| 個人選手対象の大陸カップ大会       | 第545条                    |
| 大陸大会                 | 第543条                    |
| コースデザイナー             | 第549条3、第550条10、<br>第553条 |
| コース（障害馬術競技）          | 第516条3、第537条             |
| コース（標記）（クロスカントリー競技）  | 第530条1                   |
| コースとアリーナ（立ち入り）       | 第516条                    |
| コース（クロスカントリー競技）      | 第516条2                   |
| コース（変更）              | 第517条2                   |
| コース（プラン）（クロスカントリー競技） | 第530条4                   |
| 有線テレビ                | 第529条10                  |
| 危険な騎乗                | 第519条3                   |
| 出場者の申告               | 第510条3                   |
| 失格                   | 第502条4                   |
| 過失の定義                | 第533条                    |
| クロスカントリー障害の寸法と過失     | 付則5                      |
| 障害の寸法（クロスカントリー競技）    | 付則3－第531条5               |
| 距離と速度（クロスカントリー競技）    | 付則3、第530条2               |
| 距離と速度（障害馬術競技）        | 付則4、第537条1               |
| 抽選                   | 第512条                    |
| 服装（馬場馬術競技）           | 第521条5                   |
| 服装（クロスカントリー競技）       | 第521条6                   |
| 服装（障害馬術競技）           | 第521条7                   |
| 服装（インスペクション）         | 第521条8                   |
| 馬場馬術課目               | 付則2、第524条～第526条          |
| 失権（クロスカントリー競技）       | 第529条、第532条              |
| 失権（障害馬術競技）           | 第538条                    |
| 参加申込                 | 第510条                    |
| 同点（スコア）              | 第502条                    |
| 経路違反（馬場馬術競技）         | 第524条                    |
| 経路違反（クロスカントリー競技）     | 第529条3                   |
| 経路違反（障害馬術競技）         | 第538条                    |
| 練習とウォーミングアップ         | 第515条                    |

|                          |                    |        |
|--------------------------|--------------------|--------|
| 練習用馬場                    | 第515条3             |        |
| 経費                       | 第508条              |        |
| 落馬／馬の転倒（減点）（クロスカントリー競技）  | 第532条1. 2          | 第533条4 |
| 落馬／馬の転倒（減点）（障害馬術競技）      | 第538条              |        |
| 落馬／馬の転倒（その後の検査）          | 第519条3             |        |
| 選手の落馬（クロスカントリー競技）        | 第533条4             |        |
| 馬の転倒（クロスカントリー競技）         | 第533条4             |        |
| 過失（時間）（クロスカントリー競技）       | 第532条2             |        |
| 過失（時間）（障害馬術競技）           | 第538条2             |        |
| 障害における過失（減点）（クロスカントリー競技） |                    | 第532条1 |
| 障害における過失（減点）（障害馬術競技）     |                    | 第538条2 |
| 標旗（クロスカントリー競技）           | 第530条1             |        |
| 競技場審判団                   | 第549条1             |        |
| ハット（硬質素材）                | 第521条1             |        |
| 馬（出場資格）                  | 第506条              |        |
| 馬（インスペクションと獣医検査）         | 第518条              |        |
| 個体識別番号                   | 第515条1             |        |
| 個人競技と団体競技                | 第504条              |        |
| ホース・インスペクションと獣医検査        | 第518条              |        |
| 中断および変更                  | 第517条              |        |
| 招待                       | 第507条              |        |
| 審判員                      | 第549条1、第550条、第551条 |        |
| 飛越数                      | 付則4、第531条4         |        |
| マルタンガール                  | 第522条              |        |
| 薬物規制                     | 第518条              |        |
| 全長測定（クロスカントリー競技）         | 第531条6             |        |
| 競技会での医療態勢                | 付則7                |        |
| 選手の国籍と馬の所有者の国籍           | 第505条3             |        |
| 鼻革（許可されるもの）              | 付則1b               |        |
| 各選手に認められる騎乗頭数            | 第505条4             |        |
| 数個の障害物から成る障害（クロスカントリー競技） |                    | 第531条2 |
| 数個の障害物から成る障害あるいはオプション障害  | 第531条2             |        |
| 障害（寸法）（クロスカントリー競技）       | 付則3、第531条5と6       |        |
| 障害（寸法）（障害馬術競技）           | 付則4、第537条3         |        |
| 障害（数）（クロスカントリー競技）        | 付則3、第531条4         |        |
| 障害（数）（障害馬術競技）            | 付則4、第537条2         |        |
| 障害（種類）（クロスカントリー競技）       | 第531条3             |        |
| 障害（種類）（障害馬術競技）           | 第537条4             |        |
| 障害（水濺）（クロスカントリー競技）       | 第531条5. 3と5. 4     |        |
| 危険な騎乗に対処する役員の任命          | 第519条6、第520条       |        |
| 役員（任命）                   | 第550条              |        |
| 役員（任務）                   | 第549条              |        |
| オリンピック大会                 | 第540条              |        |
| 追い越し（クロスカントリー競技）         | 第529条5             |        |
| ペースと下馬（クロスカントリー競技）       | 第529条4             |        |
| 選手と馬の参加                  | 第505条              |        |
| 馬のパスポート                  | 第511条2             |        |
| 減点（クロスカントリー競技）           | 第532条              |        |

|                                     |                          |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 減点（障害馬術競技）                          | 第538条                    |
| プラン（コース）（クロスカントリー競技）                | 第530条4                   |
| プラン（コース）（障害馬術競技）                    | 第537条3                   |
| 馬場馬術練習用アリーナ                         | 第515条4                   |
| 練習用障害                               | 第515条5                   |
| 出場資格（選手と馬）                          | 第506条                    |
| 拒止（クロスカントリー競技）                      | 第533条1                   |
| 地域大会                                | 第546条                    |
| 地域個人選手権大会および地域団体選手権大会               | 第547条                    |
| 選手と馬の登録                             | 第511条                    |
| 馬に関する規制                             | 第505条8                   |
| 逃避（クロスカントリー競技）                      | 第533条2                   |
| 馬装（馬場馬術競技）                          | 第522条2                   |
| 馬装（クロスカントリー競技および障害馬術競技）             | 第522条3                   |
| 馬装（練習用馬場）                           | 第522条1                   |
| 馬装（検査）                              | 第522条4                   |
| 実施要項                                | 第509条                    |
| 馬の調教（規制）                            | 第515条2                   |
| 採点（馬場馬術競技）                          | 第526条                    |
| 採点（クロスカントリー競技）                      | 第532条                    |
| 採点（障害馬術競技）                          | 第538条                    |
| 2回目のホース・インスペクション                    | 第518条1. 5.               |
| ヤングライダーとジュニアのための特別規程                | 付則11                     |
| 速度（クロスカントリー競技）                      | 付則3、第530条2               |
| 速度（障害馬術競技）                          | 付則4、第537条1               |
| 拍車                                  | 第521条3                   |
| スタート（クロスカントリー競技）                    | 第529条1                   |
| スタートラインとフィニッシュライン（クロスカントリー競技）       | 第530条3                   |
| スターティング・オーダー                        | 第513条                    |
| スチュワード                              | 第515条6、第549条6、<br>第550条6 |
| 走行の停止                               | 第529条7                   |
| 交代                                  | 第510条4                   |
| タイムテーブル（馬場馬術競技、クロスカントリー競技、障害馬術競技）   | 第514条                    |
| 速度、時間、距離、飛越数の一覧表（クロスカントリー競技、障害馬術競技） | 付則3、付則4                  |
| 技術代表                                | 第549条2、第552条             |
| アシスタント技術代表                          | 第550条8                   |
| 時間（クロスカントリー競技）                      | 付則3、付則4                  |
| 時間（障害馬術競技）                          | 付則4                      |
| タイム修正（障害馬術競技）                       | 第539条                    |
| 時間での過失（クロスカントリー競技）                  | 第532条2                   |
| 時間での過失（障害馬術競技）                      | 第538条2                   |
| 許可されない援助                            | 第529条8                   |
| 獣医師代表と獣医師                           | 第549条4、第550条4            |
| 警告「イエロー」カード                         | 第519条6、第520条3            |
| 水濺障害（クロスカントリー競技）                    | 第531条5. 3と5. 4           |
| 鞭                                   | 第520条2、第521条2            |
| ウェルフェア（馬と選手）                        | 第519条、第520条              |
| 世界個人選手権大会および世界団体選手権大会               | 第541条                    |
| 個人選手対象のワールドカップ                      | 第542条                    |

## 馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章

国際馬術連盟（F E I）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、F E I馬スポーツ憲章を遵守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先され、決して競技の勝敗または商業的な影響を受けてはならないことに同意し、これを受け入れることを求めるものである。

1. 競技出場への準備段階や競技馬の調教段階のいずれの時点においても、馬のウェルフェアが他のどのような要求よりも優先されなければならない。そこには、馬の飼養管理、トレーニング、装蹄、馬装具、輸送などの良質で適切な対応が求められる。
2. 競技馬と選手は、競技参加適性と能力を備え、良好な健康状態にあることで初めて競技への出場が認められる。たとえば、薬物の使用、あるいは馬のウェルフェアや安全を脅かすような外科的処置を施すこと、または妊娠中の牝馬の使用や扶助の誤用は禁止されている。
3. 競技内容や競技環境が馬のウェルフェアを害するものであってはならない。そこで、競技場の環境、馬場の状態、天候、厩舎、競技場の安全性、競技会終了後に予定される馬輸送に向けた馬の健康状態などに十分な注意を払うことが必要である。
4. 競技終了後には馬の健康状態に十分留意し、また競技生活を引退する段階では人道的な扱いを受けられるよう最善の努力を払わなければならない。すなわち、適正な獣医療の提供や、競技での負傷や事故への対応、安楽死対策、引退後の対策などが課題となる。
5. F E Iは、馬スポーツに係わるすべての者に対して、その専門的知識に関する最高レベルの教育を身に付けるよう強く要請する。

## 序 文

この「総合馬術競技会規程」は2009年1月1日より施行する。この日以降は、本規程がそれ以前に出されたその他一切の規程集あるいはその改訂版にとって代わる。

本書はF E I（国際馬術連盟）が統括する国際総合馬術競技会の詳細な規則を定めるものであるが、「規約」や「一般規程」「獣医規程」「総合馬術競技会用メモランダム」の併読が必要である。

この規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。予測し難い異例の事態が発生した場合は、できる限り本規程と「一般規程」の趣旨に沿い、技術代表と協議のうえ、スポーツマン精神に則って決定をくださるのが競技場審判団の任務である。

### 第1章 総論

#### 第500条 はしがき

##### 1. 概要

総合馬術競技は馬術の要素をほぼすべて盛り込んだ複合競技であり、多岐にわたる馬術競技での経験と自馬の能力に対する的確な認識を選手に求め、馬には正しい情報に基づく理にかなった調教で培われた一定の総合能力を求めるものである。

##### 2. 責任

選手には諸規程を理解し、これらを順守する責任がある。スチュワードや役員が任命されている場合でも、また（選手の順守義務が）諸規程に記載されているか否かに拘わらず、選手はこの責任を免れることはできない。

## 第501条 定義

### 1. CCI—スリー・デイ・イベント

スリー・デイ・イベントは別々の日に行われる3種類の競技で構成され、選手は競技会開催期間を通して同一馬に騎乗する。

#### 1. 1 馬場馬術競技

馬場馬術競技は選手の人数によって1日かそれ以上の継続した日程で行われ、翌日には次に示す競技が行われる。

#### 1. 2 クロスカントリー競技

クロスカントリー障害競技。クロスカントリー競技の翌日には次に示す競技が行われる。

#### 1. 3 障害馬術競技

### 2. CIC

CIC競技会は、(CCIと)同様に3種類の競技で構成される。競技会は1日か2日間、もしくは3日間にわたって行われることがある。馬場馬術競技は必ず最初に行われる。クロスカントリー競技または障害馬術競技のどちらかを最終競技としてもよい。

### 3. 規程の適用

本規程は主としてスリー・デイ・イベントに適用するために採択されたものである。明らかに適用できない場合を除いては、CIC競技会にも同様に適用する。

## 第502条 順位

### 1. 三競技における順位

1. 1 馬場馬術競技では、審判員から得た各選手の得点が減点に換算される。この減点は最終順位決定のために記録され、また公表される。

1. 2 クロスカントリー競技では、クロスカントリー走行で時間を超過した場合、この時間減点に各選手の障害減点が加算される。この減点は最終順位決定のために記録され、また公表される。

1. 3 障害馬術競技では、走行で時間を超過した場合、この時間減点に各選手の障害減点が加算される。この減点は最終順位決定のために記録され、また公表される。

### 2. 個人最終順位

2. 1. 選手ごとに減点を合計し、その減点が最も少ない選手を個人優勝者とする。

2. 2. いかなる競技会においても、2名以上の選手が同点となった場合は、以下の通りに順位を決定する：

1. クロスカントリー障害競技で、障害減点と時間減点を含めて最も良い成績の選手。

2. それでもなお同点の場合は、クロスカントリーのタイムが規定時間に最も近い選手の順に決定する。

3. それでもなお同点の場合は、障害馬術競技の成績(時間と障害減点)が最も良い選手。

4. それでもなお同点の場合は、障害馬術競技で最も良い(速い)タイムの選手。

5. それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で最も高い得点率を得た選手の順に決定する。
6. それでもなお同点の場合は最終順位において同順位とする。

### 3. 団体最終順位

3. 1 チーム内上位3選手の最終成績を合計して、減点の最も少ないチームが優勝チームとなる。団体最終順位を決定する場合に限り、何らかの理由で競技を完走できなかった選手には減点1000が与えられる。

3. 2 二チーム以上が同点となった場合は、チーム内上位3選手の順位を合算し、その合計が少ないチームが上位となる。例えば、選手の順位が個々に2位、8位、12位で合計22となったチームは1位、7位、15位で合計23のチームよりも上位となる。この合計が同じ場合は、同順位とする。

### 4. 失格あるいは失権

三競技種目中の1種目で失格あるいは失権となった選手は、最終順位でも失格あるいは失権となる。

### 5. 選手あるいは馬のドーピング検査陽性結果による失格

#### 5. 1 公式団体競技：

選手と／あるいは馬がドーピング検査陽性により失格となった場合、この選手の成績は無効となる。団体成績はこの失格となった選手／馬の成績を入れずに計算し直される。

1. 失格となったメンバーをチームから外しても、チーム・メンバー数がチームを構成するのに必要な最小限の3名／3頭以内である場合、このチーム構成はまだ有効であり、順位が調整される。
2. 失格となったメンバーをチーム成績から外すとチーム・メンバー数がチームを構成するのに必要な最小限の人数／頭数を下回る場合（各チーム選手3名と馬3頭未満）、このチームは失格となる。その他のチームの順位はこれに応じて修正され、賞（メダルが授与される場合はメダル）が授与し直される。

#### 5. 2 個人順位：

選手と／あるいは馬が個人競技会にてドーピング検査陽性により失格となった場合、この選手の成績は無効となり、次点の選手が繰り上がって賞（メダルが授与される場合はメダル）が授与し直される。

同点の選手については前述の2項に従って順位を決定する。

## 第503条 競技会のカテゴリーとレベル

1. 国際競技会は、そのカテゴリーとレベルによって名称がつけられ、例えばCCI2\*は、ツースター・レベルの国際スリー・デイ・イベントである。

2. カテゴリーとは、競技会における競技の種類と外国人選手の参加制限を示すものである。競技会には次の4種類がある：

2. 1 国内競技会（CCN/CNC）：通常は国内選手に限定される競技会であるが、CCNでは主催国に居住しない選手を2ヶ国から6名まで受け入れることができる。

2. 2 国際競技会（CCI/CIC）：主催国の選手、および参加国数に制限なく海外からの選手を受け入れる。

2. 3 公式国際競技会（CCIO/CICO）：参加国数に制限なく選手を受け入れ、公式団体競技を行う。

2. 4 選手権大会（CH）：公式団体競技を行い、（事務総長と総合馬術委員長が明確に認めない限り）参加国数の制限なく選手を受け入れるが、大陸あるいは地域に限定されることもある。

3. シニアに出場が限定される競技会は、上記のような文字で示される。例えばCCI3\*。ヤングライダーに出場が限定される競技会は、「Y」の文字を付け加えてCCIOY2\*のように示す。ジュニアに出場が限定される競技会は、「J」の文字を付け加えてCCIJ1\*のように示す。

4. 総合馬術競技会のレベルは星印によって、ワンスターからフォースターまでの範囲で表わされる。フォースター・スリー・デイ・イベントでは、馬と選手ともに最高レベルのトレーニングと経験が求められる。CIC競技会はワンスターからスリースターの範囲で行われる。

ジュニア対象のCICは、ワンスターかツースター・レベルで開催できる。

CCIはどのレベルでも開催することができる。CCIOはワンスターからスリースター・レベルで開催できる。CCIOの開催地と期日、レベルについては事務総長と総合馬術委員長の承認を受けなければならない。各国の馬術連盟（以降NF）は各々一暦年につきCCIOを1回のみ開催することができる。大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会、カップ大会でのレベルについては第6章を参照のこと。NFには、CNのレベルを示す星印の使用を推奨する。

5. CICの開催提示日程は、FEIの見解でCCI、CCIO、大会（オリンピック大会を含む）あるいは選手権大会に支障をきたすものであってはならない。

## 第504条 個人競技と団体競技

### 1. CCI/CIC

団体競技、個人競技、あるいは両者を併せて開催することができる。団体競技と個人競技を併せて行う場合は、各チーム・メンバーが自動的に個人選手とも見なされる。

### 2. CCIO/CICO、大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会

事務総長と総合馬術委員長が明確に認めない限り、必ず団体競技と個人競技を併せて開催しなければならない。

### 3. チーム

チームは必ず同国籍の選手で構成しなければならない。チームは選手3名か4名で構成する。4名でチームを構成する場合は、上位3選手の成績が最終順位計算の対象となる。CCIにおける各国の参加チーム数は組織委員会の決定に委ねられる。CCIO/CICO、大会（オリンピック大会を含む）および選手権大会では、各国1チームのみ参加申込できる。例外として、本規程により地域チームの追加が認められる。

### 4. CIC

FEIによる別段の合意がない限り、個人競技しか行うことができない。

## 第505条 選手と馬の参加

### 1. 選手の年齢

#### 1. 1 ジュニア

14歳になる暦年の始めから18歳になる暦年の終わりまで、ジュニアとして競技に参加できる。

#### 1. 2 ヤングライダー

16歳になる暦年の始めから21歳になる暦年の終わりまで、ヤングライダーとして競技に参加できる。

同一年ではジュニア選手権大会かヤングライダー選手権大会、あるいはシニア選手権大会のいずれか一つにのみ出場できる。

#### 1. 3 シニア

18歳になる暦年の始めからシニアとして競技に参加できる。所属NFの許可があれば、16歳になる暦年の始めからシニアとしてツースター競技会に出場できる。所属NFの許可があれば、14歳になる暦年の始めからシニアとしてワンスター競技会に出場できる。

#### 1. 4 選手権大会のカテゴリー制限

選手は、同一年ではジュニア選手権大会かヤングライダー選手権大会、あるいはシニア選手権大会のいずれか一つにのみ出場できる。

### 2. 馬の年齢

#### 2. 1 ワンスター／ツースター・レベルのCCIと選手権大会

馬は6歳になる暦年の始めから、ワンスターとツースター・レベルのスリー・デイ・イベント、CCIO、選手権大会に出場できる。

#### 2. 2 スリースター／フォースター・レベルの競技会

馬は7歳になる暦年の始めから、スリースターとフォースター・レベルの国際競技会またはCCIOに出場できる。

#### 2. 3 スリースター／フォースター・レベルの選手権大会

馬は7歳になる暦年の始めからスリースター・レベルの選手権大会に出場でき、8歳になる暦年の始めからフォースター・レベルの選手権大会に参加できる。

#### 2. 4 ワンスター／ツースター・レベルのCIC

馬は5歳になる暦年の始めからワンスターとツースター・レベルのCIC競技会に出場でき、また6歳になる暦年の始めからスリースター・レベルのCIC競技会に出場できる。

### 3. 選手の国籍と馬の所有者の国籍

オリンピック大会を除き、選手はどの競技（ジュニア、ヤングライダーあるいはシニアを含む選手権大会、CCIO、その他の国際競技会）においても、自分とは異なる国籍の人物が所有する馬で出場することができる（「一般規程」第141条5を参照）。

#### 4. 各選手に認められる騎乗馬数

4. 1 選手権大会では各選手とも1頭の馬にのみ騎乗できる。

4. 2 C C I O、あるいはC C Iで団体競技が行われる場合、選手はチーム・メンバーとして1頭の馬にのみ騎乗でき、また1チームでのみ出場できる。

4. 3 個人スリー・デイ・イベントもしくはC I C競技会で各選手が騎乗できる頭数に制限はないが、以下の例外がある：

4. 3. 1 タイムテーブルの関係上、あるいはその他の理由により、組織委員会はその権限において頭数制限を設けることができる。そのような制限は実施要項で公表しなければならない。

4. 3. 2 収容限度を超えて参加申込があった場合は、いかなる選手も3頭以上（組織委員会が2頭以上と判断する場合もある）に騎乗することはできない。

4. 3. 3 スリー・デイ・イベントのクロスカントリー競技で、選手は1日に5頭以上の馬に騎乗することはできない。

選手に団体競技への出場馬が1頭いる場合は、必ず個人競技出場馬の前に、その馬へ騎乗しなければならない。

#### 5. ヤングホース・クラス

出場資格をヤングホース（6歳と7歳）に限定したクラスを設けることができ、あるいは競技の中でヤングホースのみの順位付けを別枠で設けることもできる。このようなクラスや順位付けは、ワンスターとツースター・レベルのC I CもしくはC C Iでのみ設けることができ、各レベルの規定を忠実に順守して開催される。ヤングホース・クラス／選手権大会への出場資格は、総合馬術委員会によって定められる。

#### 6. ポニー

シニア、ヤングライダー、ジュニア対象のスリー・デイ・イベントおよびC I C競技会では、馬とポニー、選手がすべて該当する出場資格を満たしている限り、馬とポニーともに同等の参加資格がある。

#### 7. 大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会、カップ大会

大会、選手権大会、あるいはカップ大会に出場するための特別必要条件については、第6章を参照のこと。

#### 8. 馬に関わる規制

当該年または前年にフォースター・レベルのC C Iで資格認定成績を出した馬は、いかなる国際競技会においてもワンスターまたはツースター競技に参加申込することはできない。但し、選手がスリースター競技会またはフォースターのスリー・デイ・イベントを完走した経験がない場合はこの限りではない。

ジュニア選手権大会については、当該年または前年にフォースターC C I、シニア対象の総合馬術選手権大会、あるいはオリンピック大会の総合馬術競技に出場している馬を除いて、すべての馬が出場できる。

## 第506条 選手と馬の出場資格

### 1. 原則

国際競技会への参加には、先ず選手と馬はそれより下のレベルで数多くの競技会に出場して資格認定成績（QR）を獲得していなければならない。

必要条件は以下の通りである。組織委員会はFEIと所属NFの承認があれば、馬と／あるいは選手に追加の資格条件を課することができるが、これについては実施要項で公表しなければならない。

NFはすべての競技会において、FEIが設定した馬と選手に対する必要条件より厳しい資格基準を設けることが望ましい。

### 2. 定義

#### 出場資格の種類とレベル

種類とレベルについては第503条に詳説されている。

#### 資格認定成績（QR）

資格認定成績（QR）は、全種目を以下に示す最低限度内の成績で完走することにより獲得できる。

- 馬場馬術競技：減点7.5以内
  - クロスカントリー競技：2009年以降、国際競技会における成績には以下を含めなければならない。
    - ・ 少なくともCICでの完走を1回
    - ・ CIC競技会については障害減点0で完走
    - ・ CCI競技会では障害減点2.0点以内
- （2009年4月15日より施行）
- クロスカントリーでの走行時間の超過は、規定時間から90秒以内とする。4\*  
競技会では、規定時間の超過は最大限120秒とする。
  - 障害馬術競技：障害減点1.6点以内

### 3. 競技会への出場資格証明書

3.1 主催国を含むすべてのNFは、国際競技会に参加申込を行った選手および馬が本規程のすべての必要条件に基づいて正しく資格認定されていることを証明する責任がある。

3.2 すべての資格認定競技会は内容確認を受けなければならない、いかなる国内競技会も、該当する国際競技のスターレベルと同等以上の難度基準で承認を受けなければならない。FEIはいつでも国内競技会成績の提出を要請できる。

3.3 技術代表もしくは同代表に指名された者は、すべての国際競技会に出場するすべての馬と選手がその所属NFから出場資格ありと明確に証明されているか、あるいは本条項に従って正当に資格免除を受けていることを確認しなければならない。

### 4. 資格認定期間およびその期限

4.1 CIO、CCI、CICへの出場資格認定成績は、当該暦年またはこれに遡る2暦年内に取得しなければならない。

4.2 CCIにおける資格認定成績は、それが必要とされる競技会のクロスカントリー競技が行われる少なくとも24日前までに取得しなければならない；CICにおける資格認定成績はそれが必要とされる競技会の少なくとも10日前までに取得しなければならない。

4.3 資格認定成績は人馬のコンビネーションでも、あるいは選手と馬と別々に取得してもよい。

4.4 CCIにおける資格認定成績は、同レベルのCICにおける1回の資格認定成績とを同等に扱う。

## 5. C I O、C C I、C I Cの資格認定成績 (Q R) 最低必要条件

|     | C C I / C C I O                                                                                          | C I C / C I C O                                                               |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 * | 馬と選手は、所属N F から能力証明を受ける必要がある。                                                                             | 馬と選手は、所属N F から能力証明を受ける必要がある。                                                  |
| 2 * | 2つ以上の資格認定成績が必要：<br>1 × C C I 1 * または 1 × C I C 2 *<br><u>更に</u><br>1 × C I C 2 * または 2 × C N C 2 *       | 少なくとも資格認定成績が1つ必要：<br>1 × C I C 1 * または 1 × C N C 2 *                          |
| 3 * | 3つ以上の資格認定成績が必要：<br>1 × C C I 2 *<br><u>更に</u> 1 × C I C 3 *<br><u>更に</u> 1 × C I C 3 * または C N C 3 *     | 2つ以上の資格認定成績が必要：<br>1 × C I C 2 *<br><u>更に</u> 2 × C I C 2 * または 1 × C N C 3 * |
| 4 * | 3つ以上の資格認定成績が必要：<br>1 × C C I 3 *<br><u>更に</u> 1 × C I C 3 *<br><u>更に</u> 1 × C I C 3 * または 2 × C N C 3 * | 適用なし                                                                          |

スターレベルをあげてゆくには、国際資格認定成績にカウントするC I C成績として、クロスカントリー障害を(減点0で)完走(クロスカントリー障害減点0)していなければならない。(2009年4月15日より施行)

## 6. C C I O / C C I / C I Cでの例外条項

例外的な状況において、競技会開催前にF E IはC C I O / C C I / C I Cの組織委員会と主催国N Fの同意を得て、馬の出場資格基準を免除することができるが、あくまでも選手が所属するN Fから書面で特別要請がある場合に限る。このような要請にはその理由と当該人馬の詳細な競技歴を添付しなければならない。競技歴には当該年および前年中に参加したすべての国内および国際C I C競技会とスリー・デイ・イベントの成績を記載しなければならない。このような例外は、選手権大会や大会(オリンピック大会を含む)へ向けた特別選考の場合にのみ勘案される。

## 7. 選手権大会

### 7. 1 証明書

シニア大陸選手権大会およびシニア世界選手権大会については、ノミネートエントリー期日あるいはF E Iが指定した期日までに、N Fは参加申込を行う人馬の成績記録を含む能力証明書をF E Iへ送付し、その人馬が必要条件に基づいて出場資格認定を受けていることを証明しなければならない。

### 7. 2 資格認定期間とその期限

選手権大会への出場資格認定成績は、当該年または前年の内に取得しなければならない。

C I C 1 \*選手権大会あるいは大会においては、選手は競技から遡る2年間に資格認定成績を2つ以上取得していなければならない。

資格認定成績の取得期限は、選手権大会の馬場馬術競技初日から遡って4週間前までとする(ノミネートエントリーに対応)。

出場資格は人馬のコンビネーションで獲得しなければならない。

### 7. 3 選手権大会への出場に必要な資格認定成績

|                         |                                                   |
|-------------------------|---------------------------------------------------|
| CH-C I C 1*             | <u>1×C I C 1*+1×CNC 1*</u>                        |
| CH 1*                   | 1×C C I 1*                                        |
| CH 2*                   | 1×C C I 2*                                        |
| CH 3*                   | 1×C C I 3*                                        |
| CH 4*<br>(WEG/オリンピック大会) | 1×C C I 4*<br>または<br><u>1×C C I 3*+1×C I C 3*</u> |

### 7. 4 例外

選手権大会については例外を一切認めない。

### 8. 選手の終身出場資格

2002年1月1日以降に同一種類/レベルの競技会で資格認定成績を5つ取得している選手は、更に資格認定成績を取得しなくても、その種類/レベル（もしくは下のレベル）で生涯、競技に出場することができる。

例外：人馬のコンビネーションで資格認定成績を達成しなければならない選手権大会。前述を参照のこと。

**注記：**C C Iは同レベルのC I Cの終身出場資格としてカウントできるが、C I Cは同レベルのC C Iの終身出場資格としてカウントされない。「終身資格」を有する選手が騎乗する馬については、あくまでも出場資格基準を満たさなければならない。

### 9. 出場資格の確立

選手が現状よりも上のレベルで資格認定成績を獲得すると、この選手とその馬はこの高い方のレベルで出場資格を「確立」（競技への出場資格を獲得）したことになる。この出場資格の「確立」は、取得年の残りの期間とその後の2年間、継続される。

**注記：**2年が経過すると再度、資格取得が必要となる。

### 10. 資格確立の延長（出場資格の維持）

#### 10. 1 C C I

10. 1. 1 上記の2年以内に同一種類で同一レベルの他の競技会で資格認定成績を取得することにより、出場資格「確立」を延長することができる。各延長による有効期間は、取得年の残りの期間とそれに続く2年間である。（上記9項を参照）

10. 1. 2 C C Iへの出場資格「確立」が失効してしまっている場合でも、競技会前12ヶ月の間に（例えば失効8ヶ月後に）、同一レベルかそれよりも上のレベルのC I C/CNC競技会でクロスカントリー競技を障害減点0で2回完走することにより、いつでもこれを復活させることができる。

#### 10. 2 C I C

10. 2. 1 上記に述べた2年間に、同一種類で同一レベルの他の競技会で資格認定成績を取得することで、出場資格「確立」を延長することができる。各延長による有効期間は、取得年の残りの期間とそれに続く2年間である。（上記第9項を参照）

10. 2. 2 この期間内に延長ができない場合は、そのレベルでの出場資格「確立」は失効する。

### 11. 失格

適正な出場資格もなく競技会に参加した選手/馬のコンビネーションは、この競技会から失格となる。

## 第507条 招待

### 1. 招待

招待はすべて個人選手宛てではなく、各国のNFへ送付される。

### 2. CCIとCIC

招待されるNF、および招待される各NFの選手数と馬の頭数は組織委員会の決定に委ねられるが、第504条2に従わなければならない。

各選手につき1名のグループを招待しなければならない。

### 3. CCIO

招待は「一般規程」に従うものとする。事務総長と総合馬術委員長の合意を得た場合にのみ、組織委員会は招待国数を制限することができる。いかなる場合も5ヶ国以上が招待されなければならないが、各国は少なくとも6頭の馬（希望によりそれ以下でもよい）を参加させる権利がある。主催国の選手数に制限はない。

各選手につきグループ1名、各国につき役員1名を招待しなければならない。

### 4. 選手権大会

出場資格のあるすべてのNFへ招待状を送らなければならない。選手数と馬の頭数については第510条2、3に従う。

各選手につきグループ1名、各チームにつき役員1名を招待しなければならない。

### 5. 大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会、カップ大会

これらの競技への招待については第6章を参照のこと。

## 第508条 経費

### 1. CCI/CCIO/CIC

経費補助の範囲は組織委員会の判断に任される。しかし主催国に居住する外国人選手を含め、主催国からの選手は全員が同程度の経費補助を受けるものとする。他の外国人選手もすべて同程度の経費補助を受ける権利があるが、その補助額は国内選手もしくは主催国に居住する外国人選手と異なる場合がある。

### 2. 選手権大会

#### 2. 1 シニア世界選手権大会およびシニア大陸選手権大会：

世界選手権大会と大陸選手権大会の組織委員会は、招待した選手、馬、グループ、および随行役員の旅費と滞在費を、FEIから承認を受け実施要項で公開した通りに支払わなければならないが、これには航空機または船舶からの馬を降ろす費用と検疫、通関にかかる費用も含まれる。帰国についてもこれを適用する。

滞在費については第1回目のホース・インスペクション前日から障害馬術競技翌日までの宿泊費、食費、交通費を含む。

組織委員会がチームと／あるいは個人選手の参加申込料を定める場合は、組織委員会が上述のようにチームの旅費や滞在費を負担する義務はない。

## 2. 2 ヤングライダーとジュニア大陸選手権大会：

各NFはチーム監督（および総合馬術チーム獣医師）、選手、グルーム、馬について、その選手権大会開催地までの旅費を負担する責任がある。

組織委員会が提供しなければならないのは以下の通り：

- 原則として厩舎代と飼料代は無料とする。妥当な金額であれば徴収することもできるが、その場合は実施要項に記載しなければならない。
- グルームはできるだけ厩舎近くに滞在できるようにする。
- 選手とチーム監督には主たる食事を1日1回、できれば夕食を提供する（競技場かその他の場所にて）。
- 宿泊を無料で提供できない場合は適切な宿泊施設を手配するか推薦し、料金については実施要項に記載する。
- 主催国の国境と／あるいは競技会場への出入りに関わる通関と獣医検査は組織委員会が手配し、その費用を負担する。

賞金が授与される場合に限り、妥当な金額の参加申込料あるいは出場料を徴収してもよい。

2. 3 すべての特典は、選手権大会開催の前日から終了の翌日まで受けられるものとする。

## **3. 大会（オリンピック大会を含む）とカップ大会**

これらの競技の経費と特典については、第6章を参照のこと。

### **第509条 実施要項と成績**

C I C 2\* / C I C 1\* / C C I 2\* / C C I 1\*を除くすべての競技会について、競技の実施要項はF E I 指定の書式で起案しなければならない。遅くとも競技が開催される16週間前までには、実施要項案のコピー2部をF E I 事務総長へ送付し、承認を受けなければならない。

C I C 2\* / C I C 1\* / C C I 2\* / C C I 1\*については、実施要項のコピー1部を競技が開催される4週間前までにF E I へ送付しなければならない。

組織委員会は、競技会の全成績を競技会終了後4日以内にF E I へ送らなければならない（F E I が用意した電子書式に従う）。

## 第510条 参加申込

### 1. CCIO/CCI/CIC

1. 1 参加申込条件は、組織委員会が競技実施要項にて示した通りとする。参加申込期限以降の馬の変更はできないが、適正に出場資格を得ている選手については、出場選手の申告期限まで交代は可能である。

1. 2 参加申込についてはすべて、選手が所属するNFが書面にて確認しなければならない。

### 2. 選手権大会

参加申込は各NFが以下の3段階で行うものとする。各段階の正確な参加申込提出期限は、競技実施要項に記載される。期日以降に到着した参加申込は受けられない。

#### 2. 1 第一次申込

遅くとも8週間前まで：

各NFは人馬の名前を挙げずに、チームと／あるいは個人選手を競技会へ派遣する意思のあることを組織委員会に通知しなければならない。NFは競技会への参加を希望する人馬のコンビネーション数を明記しなければならない。

#### 2. 2 参加人馬名を伴う申込

遅くとも4週間前まで：

2. 2. 1 主催国NFを含め第一次申込を行った各NFは、実際に出場させることのできる人馬総数の3倍まで参加申込することができる。この制限内であれば選手1名に対する馬の参加申込頭数に制限はない。

2. 2. 2 すべての選手／馬については、選手の登録番号と馬のパスポート番号／登録番号を参加申込書に記載しなければならない。

#### 2. 3 各チームへ配分される個人枠

チームに加えて各NFから出場が認められる個人選手数の上限は、以下の通りとする：

組織委員会は参加人馬名を伴う申込の締め切りに際してNFへ通達する。

- 7チーム以上が参加申込した場合：各国につき2名の個人選手と主催国から6名の個人選手
- 5～6チームが参加申込した場合：各国につき3名の個人選手と主催国から8名の個人選手
- 4チーム以下の参加申込の場合：各国につき4名の個人選手と主催国から10名の個人選手

参加申込選手数が合計35名に満たない場合は、各国からの個人選手数を均等に増やすことができる。

#### 2. 4 最終申込

最終申込は遅くとも競技会の第1回目ホース・インスペクションが行われる4日前の正午までに、書簡もしくは電子郵便（FAXなど）で組織委員会の元へ届かなければならない。最終申込の提出後に、参加人馬名を伴う申込リストから選手と／あるいは馬の交代が認められるのは、組織委員会の明確な承諾を受けた場合のみとするが、あくまでも競技会開始の2日前までとする。

2. 4. 1 各NFは参加人馬名を伴う申込リストより出場選手を選考し、認可される最大限までの人馬+2頭までの馬を最終申込しなければならない。この2頭に

ついては、最終申込をした手のうちいずれかの者と出場資格を得ていなければならない。

2. 4. 2 これらの選手と馬が競技会へ派遣される。

### 3. 出場人馬の申告

3. 1 出場人馬の申告は組織委員会が発表した時刻に行われる。これは選手がクロスカントリー競技のコース下見を終えた後、かつ第1回目ホース・インスペクションの終了後とする。

3. 2 個人順位のみが競われる競技会であれば、組織委員会は第1回目のホース・インスペクションを出場人馬の申告とみなす場合があり、その旨が公示される。

3. 3 団体順位が競われる競技会では、出場申告の一環としてチーム監督は書面にてチーム構成、チーム内のスターティング・オーダー、また3名構成のチームの場合ほどのスターティング・オーダーを空欄にするかを申告しなければならない。

3. 4 選手が騎乗を認められている頭数以上の馬を第1回目のインスペクションに臨場させていた場合は、選手もしくは監督が書面にて出場を確定した馬名を申告しなければならない。

### 4. 交代

出場者の申告後にチーム構成に変更があったり騎乗馬に変更が生じた場合は、次の手順に従わなければならない：

4. 1 交代はこれを求める選手が抽選により出場予定であった日の馬場馬術競技にて、最初の選手が演技を開始する予定時刻の遅くとも1時間前までに行わなければならない。

4. 2 選手が事故や病気の場合は、公認医師による診断書を提出しなければならない。

4. 3 馬の跛行や病気の場合は獣医師代表からの許可を受けなくてはならない。

4. 4 代替として使用される馬は、必ず第1回目のホース・インスペクションに臨場して合格していなければならない。

4. 5 技術代表が競技場審判団と協議のうえ、交代を承認するものとする。

## 第511条 選手と馬の登録

### 1. 選手

いかなる選手も毎年、F E Iへの登録が必要である。

### 2. 馬

2. 1 いかなる馬も毎年、F E Iへの登録が必要である。

2. 2 国外で開催されるCCN、C I C 2\* / 1\*、C C I 2\* / 1\*競技会に参加申込した馬と、国内・国外を問わずC I C 3\*、C C I 4\* / 3\*、C C I O、選手権大会、地域大会、オリンピック大会に参加申込したすべての馬は、個体識別と所有者確認のため、公式F E IパスポートかF E Iの承認したナショナル・パスポートを所持していなければならない。

2. 3 自国でのCCN、C I C 2\* / 1\*、C C I 2\* / 1\*に参加する馬は、上記2. 2項に記載されたパスポートを携行する必要はない。このような馬はすべて所属N Fに適正に登録され、個体識別が可能でなければならない。

また主催国および馬の所属国でワクチン接種が要求されていない場合を除いて、すべての馬は有効なワクチン接種証明書を携行しなければならない。

## 第512条 抽選

### 1. 個人順位のみを決定する競技会

個人順位のみが競われる競技会の場合は、組織委員会が抽選を行ってスターティング・オーダーをプログラムに記載する。

### 2. 団体順位と個人順位を決定する競技会

2. 1 団体順位と個人順位が競われる競技会の場合は、第1回目と第3回目のホース・インスペクションの国順を決定する抽選を行う。この順番は、馬場馬術競技とクロスカントリー競技でのチームのスターティング・オーダーともなる。

この抽選は第1回目のホース・インスペクションが行われる前に、競技場審判団、技術代表、チーム監督の立ち会いのもとで行う。チームあるいは個人選手を問わず、選手を派遣した国すべてはこの抽選の対象となる。

2. 2 すべての選手の競技出場スターティング・オーダーは、以下の方法に従い、競技場審判団、技術代表、チーム監督の立ち会いのもとで、第1回目のホース・インスペクション後に決定される：

2. 3 スターティング・オーダーはAからHまでの8ブロックに分けられ、選手は以下の通りに各ブロックへ振り分けられる：

|       |                  |
|-------|------------------|
| ブロックA | 各チームで第1番目に出場する選手 |
| ブロックB | 個人選手の25%         |
| ブロックC | 各チームで第2番目に出場する選手 |
| ブロックD | 個人選手の25%         |
| ブロックE | 個人選手の25%         |
| ブロックF | 各チームで第3番目に出場する選手 |
| ブロックG | 個人選手の25%         |
| ブロックH | 各チームで第4番目に出場する選手 |

2. 4 各チーム内のスターティング・オーダーは、チーム監督が申告する。3名構成のチームの場合は、どのスターティング・オーダーを空欄とするか申し出なければならない。先ずチームのスターティング・オーダーを決定する。（選手が団体競技で1頭の馬に騎乗し、なおかつ個人競技にも1頭の馬で出場する場合は、先ず団体競技用の馬に騎乗しなければならない。）

2. 5 個人選手のスターティング・オーダーは以下の通りに決定する：

2. 5. 1 団体競技で1頭の馬に騎乗する選手の場合、2番目の出場馬は上記2. 1項に示した抽選の順番に従って、チーム監督が随意、ブロックGでスターティング・オーダーを決定する。

2. 5. 2 個人競技で2頭の馬に騎乗する選手のスターティング・オーダーは、上記2. 1に示した抽選の順番に従い、チーム監督がブロックBとGで随意、決定する。このような選手の馬については、チーム監督は一巡ごとに1頭ずつスターティング・オーダーを決定できる。

2. 5. 3 一頭の馬に騎乗する個人選手については、この段階でチーム監督がスターティング・オーダーの空欄に指定してゆく。上記2. 1項に示した抽選の順番に従い、チーム監督は順次、B、D、E、Gのいずれかのブロックへ1頭ずつ割り当ててゆく。

（この時点で）スターティング・オーダーが決まる最初の個人選手は、チーム代表ではない者であり、抽選に従ってこの空欄への組み込みが順次繰り返される。

2. 6 各チームで2名以上の選手が2頭騎乗を認められるのは、出場選手数が多く、上記条項に従って両者の馬をタイムスケジュールに組み込める余裕がある場合のみとする。

### 3. 抽選方法の承認

技術代表は、できれば競技場審判団と協議のうえ、抽選方法を承認しなければならない。同技術代表は、選手数に応じて必要とあればチームあるいは個人選手のブロック順またはブロック数の変更を認めることもできる。

#### 第513条 スタート・オーダー

1. スリー・デイ・イベントにおいては、抽選で決定したスタート・オーダーを馬場馬術競技とクロスカントリー競技に採用する。

2. 障害馬術競技のスタート・オーダーは、クロスカントリー競技が終了した時点における順位のリバースオーダーとする。最下位の選手が最初に走行し、最上位の選手が最終走行者となる。2頭の馬で出場している選手が、この2頭の馬を8位以内の間隔で順位をつけた場合は、下位の馬のスタート・オーダーを調整しなければならない。

3. C I Cではスタート・オーダーを抽選で決定し、最初の2つの競技に採用する。最終競技はそれが障害馬術競技であってもクロスカントリー競技でも、組織委員会の自由選択によりリバースオーダーで行うことができる。

#### 第514条 タイムテーブル

##### 1. 馬場馬術競技

馬場馬術競技のスタート・オーダーを示すタイムテーブルを、各選手が入手できるように準備する。出番の間隔は組織委員会の判断に任せられ、技術代表の承認を得て決定される。

##### 2. クロスカントリー競技

各選手の各区分間走行開始時刻を示すタイムテーブルは、各区分間の規定時間に基づいて決定される。このタイムテーブルは馬場馬術競技終了後、直ちに作成しなければならない。各選手がこのタイムテーブルのコピーを入手できるように準備する。走行開始時刻の間隔は組織委員会の判断に任せられ、技術代表の承認を得て決定される。

##### 3. 障害馬術競技

障害馬術競技の開始時刻とおおよその終了時刻を示したタイムスケジュールを公表する。競技の時間帯が午前の部と午後の部などに分けられている場合、午後の部（第2部）に走行する選手については人数を表示する。

##### 4. C I C

2つもしくはそれ以上の競技が同一日に行われる場合は、どの馬にも30分以上の競技間隔を与えなければならない。

障害馬術競技の前にクロスカントリー競技が行われる場合は、どの馬にもクロスカントリー競技の走行後、障害馬術競技の開始までに少なくとも1時間の間隔を与えなければならない。

## 第2章 通 則

### 第515条 練習とウォーミングアップ

#### 1. 個体識別番号

競技会場に到着した馬は個体識別番号を受領し、常時これを装着していなければならない。抽選番号を代用してもよいが、いずれにしても競技会が終了するまで身に付けていなければならない。番号の提示を求められた時に番号を付けていない場合、最初は警告であるが、何度も繰り返された場合は競技場審判団によりこの選手に罰金が科せられる。

## 2. 馬の調教に関する規制

2. 1 第1回目ホース・インスペクションまたは馬場馬術競技の3日前から競技会の期間中を通して、競技会で騎乗する選手以外の者が馬を調教した場合は失格となる。

2. 2 グループは騎乗して馬を調教することは許されないが、長手綱で歩かせることや、運動させること、騎乗して場所を移動することは認められている。グループはまた徒歩作業、もしくは調馬索で馬を運動させることも認められる。

2. 3 実際の競技が始まる前にクロスカントリー障害物付近で騎乗したり、馬場馬術あるいは障害馬術アリーナに騎乗して立ち入ることは禁止されており、これに違反した場合は失格となる。但し、競技場審判団または技術代表が特に許可した場合はこの限りではない。

## 3. 練習用馬場

国際競技会においては、馬の通常運動に適した馬場を準備し、日中はいつでも利用できるようにしておかなければならない。これには長手綱で騎乗したり、駆歩ができる走路と馬場を含める。組織委員会は、この目的で利用できる馬場（区域）について選手に通知しなければならない。馬の運動はその目的に指定された区域と／あるいは馬場馬術および障害馬術の練習用馬場でのみ行える。

## 4. 馬場馬術練習用アリーナ

馬場馬術競技初日の2日前には60m×20mの練習用アリーナを少なくとも1面は準備して、選手が自由に利用できるようにしなければならない。競技が行われるアリーナと同じ条件で準備することが望ましい。

## 5. 練習用障害

練習に使用できる障害は組織委員会が用意したもののみとする。組織委員会は赤と白の標旗を立てた固定障害を少なくとも2個は準備し、その寸法はクロスカントリー区間の障害の大きさを超えてはならない。スティープルチェイスが行われる競技会では、クロスカントリー競技が行われる日のA区間開始からD区間終了時点まで、練習用障害を使用できない。スティープルチェイスを行わない競技では、クロスカントリー競技のスタート地点近くにウォームアップ用の練習馬場を設け、固定障害と落下障害を設置するが、その規格は以下の通りとする。

障害馬術競技：すべての障害に赤と白の標旗を立てる。障害のいかなる部分も人が支えてはならない。これらの障害は障害馬術競技に使用される高さよりも10cmを超えて高くしてはならない。幅については認められている最大幅を超えてはならない。練習用障害は組織委員会が定めた時間にのみ飛越できる。以上の練習用障害に関する条項に違反した場合は失格となる（「障害馬術競技会規程」を参照のこと）。

## 6. スチュワード

1名あるいはそれ以上のスチュワードを任命して、練習とウォームアップに関する諸規則が順守されるよう監視しなければならない。練習用障害を使用できると組織委員会が指定した時間帯は、いかなる場合でもスチュワード1名を配置しなければならない。その他の練習用馬場はスチュワードが不定期にパトロールする。

## 第516条 コースとアリーナへの立ち入り

### 1. 馬場馬術用アリーナ

競技場審判団が認めた場合を除き、競技中の演技以外に選手が騎乗してアリーナに立ち入ることは禁止され、これに違反した場合は失格となる。アリーナは競技開始前、もしくは競技の休憩時間中に徒歩で下見をすることはできる。

### 2. クロスカントリー・コース

2. 1 障害やコースが選手に公開される前に下見をすることは禁止されており、これに違反した場合は失格となる。但し、技術代表の合意がある場合を除く。

2. 2 クロスカントリー・コースは競技会開始の前日に、選手全員に公開される。

2. 3 選手が確認すべき障害や標旗、標識はすべて、選手に公開される時点までに正確に設置されていなければならない。公開以降に選手が位置を動かしたり形を変えた場合は失格となる。

2. 4 コースが正式に公開された後であれば、選手は日中、コースに再度入って障害を確認することができる。競技場審判団が特別に認めた場合を除き、この下見は徒歩でのみ行うこととする。

### 3. 障害馬術競技コース

3. 1 障害馬術競技コースは、競技開始の30分前までに公開される。

3. 2 障害馬術競技の前に選手は徒歩でアリーナへ入ることが認められる。競技場審判団が場内への入場許可を出す。場内アナウンスでも下見の開始を知らせなければならない。

3. 3 競技場審判団の許可がない限り、競技が開始された後に選手が徒歩でアリーナへ入場することは禁止されており、これに違反した場合は失格となる。

## 第517条 中断および変更

### 1. 中 断

危険な事態が発生した場合はタイムテーブルを中断することがある。必要であれば競技や区間走行の開始を早めたり、遅らせたり、あるいは中止することもある。競技の中断もしくは中止は、可能な限り他の競技場審判団メンバーと技術代表と協議を行った後に、審判長が決定する。中断となった場合は、競技を中断されたところからできるだけ早く再開する。この影響を受けた選手全員に対して、競技再開前に十分な通告を行わなければならない。

### 2. 変 更

コースが正式に選手へ公開された後の変更は、例外的な状況（豪雨や猛暑など）により障害物や競技自体が不公平となったり危険な場合に限定する。これは可能な限り他の競技場審判団メンバーと技術代表と協議を行った後に、審判長が決定する。審判長には、競技に必要と思われるいかなる変更をも行う権限がある。その場合は区間走行の前、あるいは当該競技開始前にチーム監督と各選手へ公式に、また個々にその変更を通知しなければならない。必要と思われる場合は変更のあった場所に役員を配置して、選手に注意を促さなければならない。

## 第518条 インスペクションと獣医検査（CH、CCIO、CCI）

### 1. 選手権大会、CCIO、CCI

#### 1. 1 到着時検査

この検査は馬が競技会の厩舎へ到着した時点で行われる。検査は組織委員会より任命された獣医師、通常は准イベント獣医師によって行われる。この検査の目的は第一に馬の個体識別と診療歴（ワクチン接種など）を確認し、第二に各馬の健康状態（十分な体力や能力を有するという意味ではない）を見極めることにある。組織委員会は獣医師代表の合意を得て獣医検査の場所とタイムテーブルを定め、事前にチーム監督と／あるいは個人選手に通達しなければならない。疑わしい事例については、必要に応じて競技場審判団もしくは上訴委員会に可及的速やかに連絡するものとするが、いかなる場合も第1回目のホース・インスペクションまでには連絡が必要である。

#### 1. 2 第1回目のホース・インスペクション

これは馬場馬術競技が行われる前、通常は前日に行われる。競技場審判団と獣医師代表がインスペクション団を構成し、競技場審判団長を責任者として行う。インスペクションは引き馬で行い、滑りにくい硬く清潔な平地で、停止した状態と運動している状態で行われる。インスペクション団は跛行や、不十分な健康状態、その他何らかの理由により、競技出場には不適合であると判断した馬を失権とする権限を有すると共にその義務を負う。疑わしい場合は、競技場審判団が当該馬を公式な管理下にあるホールディング・エリアに移動させて、准イベント獣医師による診察を受けるよう指示することができる。選手がその馬を再度インスペクションに臨場させると決めたならば、先ず准イベント獣医師はその所見を競技場審判団と獣医師代表に報告し、その後でインスペクション団が再インスペクションを行う。ホールディング・エリアの馬は、准イベント獣医師の管理・監督下におかれる。インスペクション団の票決が同数で結論が得られない場合は、競技場審判団長が決定票を有し、その結果は直ちに発表される。

#### 1. 3 クロスカントリー競技

クロスカントリー競技のスタート地点付近に獣医師を配置して、疑いのある場合は競技場審判団へ報告させる。

#### 1. 4 クロスカントリー障害競技後の獣医検査

この検査は、クロスカントリー競技走行終了後に行われる。これは組織委員会が獣医師代表の同意を得て任命した公認獣医師により行われる。同獣医師は負傷や過度の疲労を呈した馬の応急処置を行うとともに、各馬が以下に示すどのような状態にあるかを判断する：

- すぐに自力で厩舎へ戻れる。
- 厩舎へ戻る前に、獣医師の元で更に治療を受ける必要がある。
- 馬運車（事前に待機している必要がある）で直接厩舎か馬専門病院へ搬送しなければならない。

この獣医師には馬を失権にする権限はないが、いかなる疑わしい事例についても競技場審判団と獣医師代表へ報告しなければならない。

#### 1. 5 第2回目のホース・インスペクション

これは障害馬術競技の前に行われる。これは第1回目のホース・インスペクションと同じインスペクション団により、同一条件にて行われる。

## 1. 6 上訴

インスペクションは3回行われ、そのいずれかで馬が失権と判断される場合もあるが、インスペクション団が下した決定に対して上訴することはできない。しかし要請があった場合には、すべてのホース・インスペクションを終了した後に、競技場審判団長がそのインスペクション団の決定理由を明らかにしなければならない。獣医師代表は、インスペクション団メンバーとして3回のホース・インスペクションに立ち会う。

## 1. 7 競技進行中

競技進行中のどの時点でも、競技場審判団の各メンバーには、跛行を認めたり競技続行への適性がないと判断した馬を失権にさせる権限と責務がある。危険な騎乗、あるいは馬に対する虐待行為によりクロスカントリー競技の途中で棄権、失権、もしくは走行中止となった選手は、その馬が歩いて厩舎へ戻れる状態であれば、獣医師代表か指定獣医師の元へ馬を連れてゆく責任がある。

## 1. 8 観客

ホース・インスペクションは、観客から見える場所で行うものとする。

## 1. 9 薬物規制検査－獣医師管轄

C I Cのために任命された獣医師代表と組織委員会の代表者(団)は、競技会前に十分な時間的余裕をもって会合を持ち、C I Cでの獣医事マネジメントについて詳細に検討を行うべきである。

組織委員会は、臨床診療や救急治療のための適切な馬房と、薬物規制のための検体採取馬房を含む十分な獣医設備を準備しなければならない。

薬物規制検査は、F E I 薬物規制プログラムの一環としてオフィシャル検体獣医師が、あるいは当該競技会が薬物規制プログラムの適用地域(即ちグループ I とグループ II) 外である場合は獣医師代表が遂行しなければならない。

## 2. C I C－例外的状況での代案－ホース・インスペクション手順

競技会が1日あるいは2日間で開催される場合で、例外的な状況で技術代表の同意があれば、代案手順を採用することができる。

### 2. 1 ホース・インスペクション

馬場馬術競技の前に、C C I の場合と同じ形式でホース・インスペクションを1回行わなければならない。各馬のインスペクションは獣医師代表あるいは准イベント獣医師が、少なくとも競技場審判団メンバー1名かF E I リスト掲載の審判員1名と共に行わなければならない。2回目のホース・インスペクションが行われる場合は、第1回目のホース・インスペクションと同じインスペクション団メンバーで行うものとする。

馬が競技出場に適した状態であるかという点で何らかの疑念がある場合は、競技継続を認めるか否かを競技場審判団メンバーが最終決定する。

C C I とC I C が同時に同じ会場で開催される場合、C C I ホース・インスペクションを通過しなかった馬は、C I C 競技会に出場することはできない。

## 第519条 馬と選手のウェルフェア

### 1. 馬の薬物規制

馬の薬物規制は「一般規程」と「獣医規程」に従って行わなければならない。

### 2. 選手の健康適性とメディカル・カード(付則7より)

クロスカントリー競技の間は、重篤な疾患、怪我（特に頭部）、破傷風ワクチン接種、薬物アレルギー、現在服用中の薬、血液型を記載したメディカル・カードを各選手とも見えるように身に付けておかなければならない。組織委員会は、選手が競技会場へ到着した際に全員からメディカル・カードを収集すること。組織委員会の医事担当役員がこのカードの内容確認を行わなければならない。競技会開催中はカードのコピーを組織委員会事務局で保管することを推奨する。各選手はまたこの時点で、近親者2名の連絡先（電話番号）を提出しなければならない。

選手は負傷の記録をすべてメディカル・カードに記載する責任がある。

### **3. 落馬あるいは人馬転倒後の検査－医学的健康適性**

3. 1 競技出場への健康適性に何らかの疑念がある場合、競技場審判団はその判断で選手を失権にすることができる。

必要に応じて獣医師と／あるいは公式医事担当役員は、トレーニングあるいは競技中に落馬や人馬転倒を起したすべての馬と選手について、彼らが次の競技や競技会に出場したり、あるいは競技会場を出る前に診察を行わなければならない。これは2009年7月1日付けで適用する。

### **3. 2 選手がからんだ事故（2009年7月1日付けで発効）**

F E I 総合馬術競技に出場するすべての登録選手に対して、以下を適用する。

1. 意識不明：選手が事故に遭って意識不明となった場合は、この選手を当該競技から自動的に失格としなければならない。
2. 脳震盪：選手が事故に遭って明らかな脳震盪を起した場合は、この選手を当該競技から自動的に失格としなければならない。
3. 怪我：選手が事故に遭い、治療あるいは医療施設への入院が必要な怪我を負った場合は、出場を希望する競技に対して「Federation Release to Compete Form（競技復帰のためのF E I書式）」を正式に提出するまで、競技に参加することができない。
4. 医療事由による競技出場停止：前述条項のいずれかによって競技から失格となった選手、あるいは競技参加ができない選手については、「Federation Medical Suspension List（医療事由による競技出場停止F E Iリスト）」に記載され、F E Iウェブサイトに掲示される。
5. 競技復帰：選手が前述条項のいずれかによってF E I競技から失格となった場合に、再びF E I競技へ出場できるようになるには、「Federation Release to Compete Form」に医師からの認証を受けて提出しなければならない。できる限りこの「Federation Release to Compete Form」は、当該選手が治療を受けた特定診療科の現行専門委員会による正式認可を受けている医師から認証を受けなければならない（例えば選手が神経科の治療を受けている場合は神経専門医の認証が必要である）。

（NFはF E I総合馬術部門から「Federation Release to Compete Form」を入手することができる。

6. 参加申込の拒否：「Federation Medical Suspension List」に記載されている選手の参加申込については、前述条項に記述した手順で「Federation Release to Compete Form」を提出しない限り、主催者はこれを拒否しなければならない。

### **4. 馬の薬物規制**

馬の薬物規制は「一般規程」と「獣医規程」に従って行わなければならない。

### **5. 馬場馬術競技後の選手の失権**

馬の制御もままならない状態である上、馬場馬術競技で不十分な成績をとった選手については、競技場審判団が選手の騎乗能力を検討し、クロスカントリー競技で馬が制御不能となる可能性がある」と判断した場合は失権とする責任がある（出場資格を得られない基準である減点75以上という成績は必ずしも必要ではない）。

## 6. 危険な騎乗

- 馬、選手、第三者の安全を脅かした選手は危険な行動をとったとみなされ、相応の科罰が科される（第532条1. 3を参照）。
- 役員はできる限り迅速にその出来事を競技場審判団に報告し、競技場審判団は第532条1. 3に従って当該選手に科罰を科すか否かを決定する。
- クロスカントリー・コースでは危険な騎乗、過度に疲労している馬への騎乗、疲労している馬を過剰に追う行動、明らかに跛行している馬への騎乗、鞭と／あるいは拍車の過剰使用、安全ではない騎乗方法などの理由により、競技場審判団と技術代表は選手の走行を止める権限を有する。第549条1. 2も参照のこと。
- 競技場審判団長はまた、クロスカントリー競技に1名あるいは複数の役員（例えば技術代表、チーフ・スチュワード、その競技会では役職を担っていないが経験豊かな総合馬術役員）を指定し、危険な騎乗、過度に疲労している馬への騎乗、疲労している馬を過剰に追う行動、明らかに跛行している馬への騎乗、鞭と／あるいは拍車の過剰使用、安全ではない騎乗方法をとる選手を走行中に停止させなければならない。クロスカントリーでは、このような役員をペアで配置することが推奨される。

役員は旗をもって配置につき、上記のような状況が継続していたり、あるいは違反行為が深刻であると思われる場合に、競技場審判団から任命役員／フェンス・ジャッジへの指示に基づいて、選手に向かって旗を振ってその走行を止める。

その選手がクロスカントリー競技の走行を終えている場合には、危険な騎乗として当該選手に25点の減点が課される。第532条1. 3を参照のこと。

競技場審判団の判断により、クロスカントリー・コースで失権した後に選手へイエロー警告カードを発行することができる。後述の第520条3を参照のこと。

## 第520条 馬に対する虐待行為と危険な騎乗

（「一般規程」を参照のこと）

1. 競技場審判団の見解により馬の虐待行為、あるいは危険な騎乗と判断される行為もしくは一連のこのような行動をとった場合は失格となり、その他の科罰についても本規程の第532条1に従って競技場審判団が判断する場合がある。例えば以下のような行為がこれに含まれる：

- 肢たたき
- 過度に疲労している馬への騎乗
- 疲労している馬を過剰に追う行動
- 明らかに跛行している馬への騎乗
- 鞭と／あるいは拍車の過剰使用（後述の2項を参照のこと）
- 危険な騎乗
- 安全ではない騎乗、あるいは馬の制御を失った騎乗
- 一連の危険な障害飛越行為

役員が虐待行為を目撃した場合は、必要に応じて組織委員会事務局か競技会コントロールセンターを通じ、できるだけ速やかに競技場審判団へ報告しなければならない。できれば1名か複数の目撃者の証言を添える。競技場審判団は対応すべき事態か否かを判断する。

競技場審判団メンバーがこのような行為を目撃した場合は、単独の権限で即時にこの選手を失格にする権利と責務を有する。

## 2. 鞭

- 鞭は選手の感情のはげ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰となるものである。
- 鞭は失権後、あるいはコースの最終障害を飛越した後に使用してはならない。
- 鞭を打ち下ろすような方法で使用してはならない（例えば右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。馬の頭に鞭を使うような場面では必ず過剰使用になる。

- 1度に4回以上馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れるような使い方は鞭の過剰使用である。
- 鞭の誤用や過剰使用が確認された選手は、競技場審判団の判断で失権となる。

### 3. イエロー警告カード

(一般規程の第169条7. 2を参照)

馬の管理責任者が最初にイエロー警告カードを発行された時点から1年以内に、同じ競技会あるいは他の国際競技会で、同じ違反行為にてもう一度イエロー警告カードを受け取った場合、この馬の管理責任者はその出場している競技会終了直後から自動的に2ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。事務総長は、この馬の管理責任者に対して出場停止処分を通告する責務を負う。

## 第521条 服装

### 1. 保護帽（ヘッドギア）

競技会にてフラットワークを行う場合は、いかなる者でも硬質素材の帽子着用が義務付けられる。

障害を飛越する際にはいかなる者もヨーロッパ（EN）、英国（PAS）、北米（ASTM）、オーストラリア／ニュージーランド検査基準に従った保護帽を着用しなければならない。

フラットワーク時、あるいは障害飛越時に適切な保護帽の着用を怠った場合、あるいは不適切な顎紐であったり顎紐を締めていなかった場合は、競技場審判団の判断で失権となる。

### 2. 鞭

トレーニング：フラットワークで騎乗する時にはいつでも、先端の房の部分を含めて長さが110 cm（43.3インチ）以内の鞭を携帯できる。クロスカントリー競技と／あるいは障害馬術競技の前に障害飛越で鞭を携帯する場合は、先端に錘のついていない75 cm（30インチ）以内のものとする。

ホース・インスペクション：選手が鞭をもちたいのであれば、携帯してもよい。

馬場馬術競技：馬場馬術競技中はいかなる種類の鞭も携帯することが禁止され、これに違反した場合は失権となる（JEF注：2010年にFEIにより見直される予定）。鞭はアリーナの周囲スペースへ入る前に落とさなければならず、落とさなかった場合は減点となる。

クロスカントリー競技と障害馬術競技：クロスカントリー競技と／あるいは障害馬術競技で鞭を携帯する場合は、先端に錘のついていない75 cm（30インチ）以内のものとする。

### 3. 拍車

馬体を傷つける可能性のある拍車の使用は禁止される。拍車は表面の滑らかな金属製でなければならない。もし柄がある場合は3.5 cm以内の長さで後ろへ向かって出ているものとし、後述の5.5項の場合を除いて輪拍は許可されない。末端は馬を傷つけないよう鋭利であってはならない。拍車の柄部分が湾曲しているもの場合は、それが下方へ向くように装着しなければならない。丸みのある硬質プラスチックか金属製のノブ付きプラスチック製あるいは金属製拍車（「インパルス」拍車）は使用が認められる。柄なしの「疑似」拍車も使用が認められる。

「馬場馬術競技での例外」については第5項を参照のこと。

### 4. 乗馬靴

すべての競技において、乗馬靴（軍服規定以外）は黒または茶色の折り返しつきの黒もしくは茶色でなければならない。一続きの長いものであっても、なめらかな表革の脚部と革靴からなるものであってもどちらでもよい。

### 5. 馬場馬術競技

#### 5.1 民間人

➤ 後述の第5.2項と第5.3項に示した場合を除く必須事項：  
狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム、白いシャツとネクタイ、手袋、キュロット（白、淡黄褐色またはクリーム色）、乗馬靴、狩猟帽、保護帽もしくはトップハット、および拍車（前述の第3項に従う）。

5.2 C I C 2\* / C I C 1\*においては、選手は希望すればツウィードのジャケットと淡黄褐色またはベージュのキュロット、黒または茶色の乗馬靴を着用することができる。

5.3 C C I / C I C 1\*においては、トップハットと燕尾服の着用は奨励されない。

#### 5.4 軍隊、警察、および軍事関係者と国立種馬場の職員

必須事項：制服と手袋、決められた保護帽と拍車（前述の第3項に従う）。

## 5. 5 拍車

C I C / C C I 1\*競技では、拍車は必須でない。

馬場馬術競技と馬場馬術運動の練習／ウォームアップでは輪拍が認められる。輪拍を使用する場合は、輪の部分が無理なく回転するものであり、輪の部分は丸みがあり滑らかであること（先のとがっているものは認められない）。

## 6. クロスカントリー競技

この競技には軽装が望ましい。保護帽については前述の第1項に従う。バックガードは装着しなければならない。拍車の装着は任意であるが、もし使用する場合は前述の第3項に従わなければならない。

## 7. 障害馬術競技

### 7. 1 民間人

狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム、白いシャツとネクタイ、キュロット（白、淡黄褐色、またはクリーム色）、乗馬靴を着用すること。拍車の装着は任意であるが、もし使用する場合は前述の第3項に従わなければならない。

7. 2 C I C 2\* / C I C 1\*においては、選手が希望すればツウィードのジャケットと淡黄褐色またはベージュのキュロット、黒または茶色の乗馬靴を着用することができる。

7. 3 軍隊、警察、および軍事関係と国立種馬場の職員は制服を着用すること。拍車の装着は任意であるが、もし使用する場合は前述の第3項に従わなければならない。

7. 4 いずれの場合でも前述第1項に従い、保護帽の着用が義務づけられる。

## 8. 選手および馬につける広告と宣伝

一般規程に従う。

## 9. 服装の検査

9. 1 スチュワードを任命し、競技開始前に拍車と鞭の検査を行うことができる。スチュワードには、拍車や鞭が本条項に違反している選手の出場を停止する権限がある。直ちにこの事態を競技場審判団へ報告して承認を受ける。

9. 2 規定に違反した鞭または拍車を使って競技に出場した選手は失権となる。不適当な服装で競技に出場した選手は、競技場審判団の判断で失権となり得る。

## 第522条 馬装

### 1. 練習用馬場

以下を順守しなければならない。：

英国式鞍、大勒頭絡や水勒頭絡、ギャグ、ハックモアを含む様々なタイプの頭絡。ランニング・マルタンガール（水勒のみ）、アイリッシュ・マルタンガール、ビットガード、プロテクター、肢巻き、虫除け、鼻カバー、サドルカバーは認められる。調馬索運動（調馬索1本による）ではランニングレーン（折り返し）、シャンプー、および両側に1本ずつ着けたサイドレーンを使用することができる。その他のマルタンガールやいかなる補助具（ベアリング、サイドレーン、バランスングレーンなど）、いかなる遮眼帯も許可されておらず、これに違反した場合は失格となる。

### 2. 馬場馬術競技

2. 1 以下は必須事項である：英国式鞍と許可されている頭絡

2.2 馬場馬術競技会規程で認められている通り、カブソン式鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜（金属製あるいは革製）が許可される。CCI / CIC1\*では大勒頭絡の使用が認められない。

2.3 馬場馬術競技会規程で認められている通り、銜が金属、革、ゴムあるいはプラスチック製の水勒も使用が認められる。鼻革はすべて革製でなければならない。但し、クロス鼻革の交差部分にあたる小さい円盤状のシープスキンは認められる。許可される銜と鼻革の図は付則1を参照のこと。課目によっては水勒のみが使用できる頭絡として指定される場合がある。

2.4 馬場馬術競技会規程に従い、マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具（例えばベアリング、サイドレイン、ランニングレイン、バランシングレイン）、あらゆる種類のプロテクターや肢巻き、耳カバーを含むあらゆる種類の遮眼帯、耳栓、覆面、虫除け、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止されており、これに違反した場合は失権となる。胸がいは使用してもよい。しかしながら例外的に馬を昆虫から保護するため、覆面や虫除けの使用を選手全員に許可する場合もある。人工の尾は、重みがつけられていたり、それによって何らかの「価値を増す」ようなものでない限り、許可される。

### 3. クロスカントリー競技と障害馬術競技

3.1 馬装の種類は任意である。ギャグまたは「ハミの付いていない頭絡（ハックモア）」は、ランニング・マルタンガールやアイリッシュ・マルタンガールと同様に許可されている。手綱は銜に繋がっているか、直接頭絡につけられていなければならない。鐙と鐙革はあおり革の外側で托革から自由に垂れ下がっているものとする。

3.2 以下のものは禁止されている：  
あらゆる種類の遮眼帯、サイドレイン、ランニングレイン、バランシングレイン；  
馬の舌を押さえる器具；その他馬の動きを制限するもの、馬を傷つける可能性のある銜やその他の馬装具

### 4. 馬装の検査

4.1 スチュワードを任命し、人馬がアリーナへ入場する前や走行を開始する前に馬装の検査を行わせることができる。

4.2 馬場馬術競技においては、最大の注意を払って銜の検査を行わなければならない。選手からの要請があれば、頭絡と銜の検査を演技終了直後に行ってもよい。しかし頭絡や銜が許可されたものでなかった場合、この選手は競技場審判団により失権となる。

## 第3章 馬場馬術競技

### 第523条 馬場馬術競技会規程

別段の規定がある場合を除き、「馬場馬術競技会規程」を総合馬術競技会の馬場馬術競技に適用する。FEI馬場馬術委員会がその年に行った変更については、これを翌年の1月1日から総合馬術競技会規程に導入するか検討を行う。

### 第524条 馬場馬術課目

1. 馬場馬術競技で実施される課目の種類は、競技会のレベルによって決まるもので、選手と馬の訓練段階やその質に関わるものである。組織委員会は付則4に示した範囲内で、採用する課目を選択できる。

大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会およびワールドカップ・ファイナルでは、採用する馬場馬術競技課目はFEIが決定する。

- A馬場馬術競技課目は、すべてのスターレベルの選手権大会において奇数年に適用される。
- B馬場馬術競技課目は、すべてのスターレベルの選手権大会において偶数年に適用される。

## 2. 一日に行う審査数

一競技場審査団につき一日に審査を行う頭数として、主催者は最大50頭まで見込むことができ、技術代表と競技場審査団長の同意がある場合には、更に10%まで追加することができる。

### 第525条 審判員の位置

3名の審判員のうち2名を短蹄跡に沿って配置するが、アリーナの外側で5m離れた位置とする。審判長(C)は中央線の延長線上に、またもう一人の審判員(MまたはH)は長蹄跡の延長線より内側へ2.50mの位置に配置する。三人目の審判員はEかBのどちらかにアリーナの外側へ5mから10mの位置に配置する。審判員3名の位置は技術代表の決定に従い、各課目に推奨された位置を考慮に入れた上でC、H、Bとするか、またはC、M、Eでもよい。C I Cにおいては、技術代表の決定に従い、各課目に推奨された位置を考慮に入れて、2名の審判員がCおよびBかEのどちらかに位置する。各審判員には個別の小屋か台座を用意しなければならない。高さは地上より50cm程度とし、アリーナが良く見えるようにする。

### 第526条 採点

#### 1. 点数

1.1 審判員は番号のついた運動項目ごとに0～10点の得点を与え、総合観察点をつける。

1.2 経路違反や運動項目の誤りは以下のように減点される：

|      |    |
|------|----|
| 第1回目 | 2点 |
| 第2回目 | 4点 |
| 第3回目 | 失権 |

1.3 馬の転倒と／あるいは選手の落馬では、選手は失権とならない。該当する運動項目の演技に馬の転倒や落馬が与えた影響によって減点され、総合観察点(3番と／あるいは4番)でも減点される。

1.4 選手は失権となっても(顕著な跛行による失権の場合を除く)演技を最後まで続けることができる。採点は通常通りに行われる。

#### 2. 採点の集計

2.1 馬場馬術課目の番号が振られた各運動項目と総合観察にて各審判員が評価した0～10点までの得点を合計し、経路違反や運動の誤りがあった場合はこれを減点する。

2.2 次に各審判員について、獲得し得る最高得点を計算する。得点率は、審判員の与えた得点合計(経路違反、あるいは運動の誤りを減点したもの)を獲得し得る最高得点で割り、100を掛け、小数第2位まで求める。これが当該審判員の採点として表示される。(小数第2位まで求めるということは、小数第3位が5以上であれば繰上げ、5未満であれば切り捨てるということである。)

2.3 選手の平均得点率は、各審判員の得点率を合計して審判員の人数で割って求める。常に小数第2位まで求める。

2.4 平均得点率から減点に換算するには、平均得点率を100から引いて、1.5を掛ける。結果は小数第1位まで表示される。これが当該競技における減点スコアである。(小数第1位まで求めるということは、小数第2位が5以上であれば繰

上げ、5未満であれば切り捨てるということである。)

## 第4章 クロスカントリー競技

### 第527条 競技の主旨

1. この競技は、十分な調教を経てベストコンディションに至るまで調整を受けた真のクロスカントリー馬の能力を証明するものである。それと同時にペース配分や自馬の御し方を選手がいかに熟知しているかを示すことにもなる。

### 第528条 クロスカントリー

#### 1. C C I 競技会

クロスカントリー障害区間のコースは、依然として馬が最高度の健康状態にあり、良好な成績を収めるにはスタミナが必要な走行距離である。この競技はいつも障害馬術競技の前に行われる。

#### 2. C I C 競技会

C I C 競技会では、スターシステムに準拠した難度で競技が行われるが、コースは短くなる。クロスカントリー競技は、障害馬術競技の前後どちらで行ってもよい。

### 第529条 クロスカントリー競技規定

#### 1. スタート

1. 1 クロスカントリー障害区間のスタートでは、選手はスターターの管理下に置かれ、指示される以前に故意にスタートすれば、競技場審判団の権限により失権となる。スタートに際して馬は完全に静止した状態である必要はないが、フライングすることでその選手に有利なスタートとなってはならない。各選手はスタート予定時刻の前に、適正な通告を受けるべきであるが、指定の走行開始時刻に出走できるよう選手自身の責任において準備しなければならない。

1. 2 スターターの任務を簡略化するため、クロスカントリーのスタート地点に5m×5mの囲いを設け、片側か両側に入口を設けて馬を入場させ、正面をオープンにしてスタート用とする。各選手はこの囲いの中からスタートしなければならないが、その中で自由に動き回ったり囲いへの出入りは自由である。補佐がその囲いの中まで馬を誘導し、スタートの合図まで馬の口を持っていることもできる。スタートの合図後は、選手は走行中であると見なされ、援助を受けられない(第529条8を参照のこと)。

1. 3 クロスカントリーで選手が予定よりも早くスタートした場合は、選手がスタートラインを通過した時刻を記録する。

#### 1. 4 スタートの遅れ

何らかの理由により、正規の時刻に選手がクロスカントリーの走行を開始できない場合は、以下の条件に従い、スターターの判断で選手は準備ができた時点で出走することが認められる：

- スタート時刻に遅れた選手が後続選手の走行を妨げる可能性のある場合はスタートすることが認められず、また後続選手の後にスタートすることも認められない。
- スタート時刻に遅れた選手の走行開始時刻は、正規の時刻にスタートしたものととして記録される。

## 2. 時 間

2. 1 規定時間：距離と速度を指定する場合は規定時間を設ける。規定時間よりも早く走行を終了した場合でも選手に利点が与えられるわけではない。規定時間を超過した選手は、制限時間に至るまで第532条2に従って減点される。制限時間は規定時間の2倍とする。

2. 2 クロスカントリー競技の時間計測：選手がいずれかの区間で障害の破損、事故、追い越し、医療あるいは獣医療検査などのために、役員に走行を中断された場合は、再走行が認められるまでの中断時間が記録され、同区間を終了するのに要した時間から差し引かれる。

## 3. 経路違反

クロスカントリーコースにあるすべての通過義務地点と、コンビネーションの構成障害やオプション障害を含むすべての障害を、指定された順番に通過あるいは飛越しなければならず、これを怠った場合は失権となる。第533条5の場合を除き、コース上に設置されたすべての赤標旗と白標旗は、いかなる場所でも正しく通過しなければならず、これに違反した場合は競技場審判団の判断により失権となる。既に飛越した障害を再度飛越することは認められず、第533条5の場合を除いて失権となる。

## 4. ペースと下馬

クロスカントリー競技のスタートからフィニッシュまでの間、選手は自由にペースを選ぶことができる。赤と白の限界旗の間はすべて騎乗して通過しなければならない。障害を飛越しようとした結果、自発的であるなしに拘わらず下馬することとなった場合は、第533条に従って過失がとられる。コース上その他の場所では減点されずに下馬することもできるが、規定時間を超過する可能性はある。

## 5. 追い越し

5. 1 後続の選手に追い越されそうになっている選手は、速やかにコースをあけなければならない。また追い越しを行う選手は、安全で適切な場所を選んで行うものとする。

5. 2 先行の選手が障害を前にして追い越されそうになった場合は、役員の手指示に従わなければならない。先行の選手が障害を飛越していた場合、後続の選手は両者に不都合や危険が生じないように配慮して、この障害を飛越することができる。

5. 3 故意に追い越しを妨げたり、役員の手指示に従わなかったり、他の選手に危険がおよぶような行動をとった場合は競技場審判団の判断により失権となる。

5. 4 役員によって停止させられていた時間は記録され、当該選手がコース走行終了に要した時間から差し引かれる。

## 6. 困難な状況にある選手

6. 1 障害飛越を行っていた馬が障害物に挟まるなどして、援助なしでは走行を続けられない場合や、あるいは怪我をする恐れのある場合、選手はフェンス・ジャッジから下馬するように指示を受け、失権となる。

6. 2 フェンス・ジャッジは馬を救出するため障害を部分的に取り除く必要があるか、あるいはその他の援助が必要であるかを判断する。

## 7. 走行の停止

7. 1 ある選手が障害物にて困難な状況に陥り他の選手の障害飛越を妨げている場合、転倒した馬を救出するために障害の解体を余儀なくされている場合、障害が壊されて作り直されていない場合、あるいはこれらに類する状況下では後続選手の走行を停止しなければならない。

7. 2 このような場合は役員1名を後続選手の進路に配置するべきである。この役員は赤い旗を振って、選手に停止を指示するサインを出さなければならない。この停止の指示に従わなかった選手は、競技場審判団の判断により失権となる。

7. 3 選手は障害の前かコース上の停止地点（ストッピング・ポイント）で停止を指示される場合がある。

7. 4 役員はコントロール・センターから指示を受けた場合か、あるいは自分が担当する障害で緊急事態が発生した場合にのみ選手の走行を停止させる。

7. 5 停止地点を通過した時点から、再スタートの合図を受けて同じ地点から走行を開始するまで、選手が走行を止められていた時間が記録される。これが当該選手のコース走行時間から差し引かれる。ここで明確にすべきは、選手が停止地点を駈歩で通過した時点時計時ポイントとしてとるのであり、選手が停止した後でもなく、また停止から発進した後でもない。

## 8. 許可されない援助

8. 1 依頼を受けたかどうかにかかわらず、選手あるいは馬を援助する目的で行われた第三者によるいかなる干渉も許可されない援助と見なされて、選手は失権となる。

8. 2 特に以下の行為は禁止される：

- 意図的に他の選手に先行すること
- コースを部分的にであっても車や自転車で、または徒歩であったり、競技に参加していない騎乗者により後ろを随走させたり先導させたり、もしくは併走させること
- 通過地点に友人を立てて方向を指示させたり、通過の際に合図を送らせたりすること
- 障害付近に人を立てて何らかの方法で馬を追うこと
- 例えば標旗や指示板、標識、掲示物、ロープ、木、枝、ワイヤー、柵などを含む障害やコースの一部を一時的あるいは恒久的に修正すること

8. 3 競技中に騎乗している選手が、何らかの受信用電子機器を使用することは厳格に禁止される。

8. 4 役員もしくは観客が選手に対して経路違反の注意を喚起した場合、これは許可されない援助を与えたことになり、当該選手の失権となる。このような事例では、「一般規程」に則って役員は懲戒を受けることとなる。

8. 5 許可されない援助については、いかなる場合も競技場審判団が判断する。

## 8. 6 例外

8. 6. 1 落馬や選手が下馬した後に、馬を捕まえたり馬装を直したり、あるいは乗馬の手助けを受けたり、馬をおりている時あるいは再騎乗後に馬装や道具の一部を手渡してもらうこと。

8. 6. 2 鞭や保護帽、眼鏡は下馬せずに手渡してもらうことができる。

8. 6. 3 障害の角に設置されていた標旗を落下させた場合など、選手はフェンス・ジャッジに障害減点の有無を確認することができる。

## 9. 失権後

何らかの理由で失権した選手は直ちにコースを出なければならず、コースを継続して走行する権利はない。選手はコースから離れるにあたり、騎乗しているか否かに拘わらず馬を常歩で退場させなければならない。これに違反した選手は競技場審判

団の判断により、「一般規程」と本規程の第520条に従って警告をうけるか罰金が科される。

## 10. 有線テレビ

選手のスタート・ボックス内とコントロール・センターでは、競技場審判団とコントロール役員用にクロスカントリー競技障害競技の有線テレビ放送を行うことが、すべてのフォースター国際スリー・デイ・イベント（CCI4\*）とフォースターおよびスリースター選手権大会（CHC4\*/3\*）で義務づけられる。設置が不可能な場合は、組織委員会が技術代表の支持を受けて、必要条項の撤回をFEIに申請することができる。

## 第530条 コース

### 1. 標旗

#### 1.1 赤と白の限界旗

赤と白の限界旗を用いてスタートラインとフィニッシュラインを示し、通過義務地点や障害物の限界を示さなければならない。これらの限界旗は通過する選手の右手に赤旗、左手に白旗を設置する。

#### 1.2 黄色の方向標識

黄色の方向標識は大まかな進行方向を示し、選手が走行ルートを見つける一助となる。必要な場合は区間を文字で表示する。この標識の近くを通る義務はない。

#### 1.3 番号と文字

クロスカントリーでは各障害に番号をつける。またコンビネーションでの個々の障害やオプション障害（第531条2参照）には番号に加えて文字（A、B、Cなど）を表示する。各通過義務地点では区間を示す文字と通し番号を付ける。

#### 1.4 スタートとフィニッシュ標識

赤と白の限界旗に加えて、各区間のスタートラインとフィニッシュラインにも明瞭な表示をつける。

### 2. 距離と速度

2.1 距離と指定速度は、競技全体の難度によって決定される。コースデザイナーは技術代表の承認を受けて、付則3に示す限度内で地形や選手の能力と熟練度に最も適した距離を選ぶ。

2.2 付則3に記載された距離と速度を変更する場合には、第517条2に示す例外を除いて、FEI事務総長と総合馬術委員長の承認が必要である。

### 3. フィニッシュライン

クロスカントリー競技の最終障害はフィニッシュラインから30m以上、75m以内の距離に設置しなければならない。

### 4. コースプラン

4.1 各選手には事前にコースの経路を示すコースプランが渡される。

4.2 このコースプランには次のような記載も必要である：番号のついた障害と通過義務地点；距離；規定時間と制限時間

## 第531条 障害物

### 1. 定義

障害とはその両端に赤と白の標旗が設置され、番号の付いたものだけを言う。平均的な能力を有する馬が通過するのに飛越努力を要する物体を、障害あるいはコンビネーションの構成障害と見なして標旗を設置し、これに応じて番号と／あるいは文字標識を付ける。

### 2. 数個の障害物で構成される障害、あるいはオプション障害

#### 2.1 数個の障害物で構成される障害

接近して設置された2個以上の障害が1つの障害とデザインされている場合は、1つの番号が付けられた障害の「構成障害」と見なす。個々の障害は異なる文字（A、B、Cなど）で表示され、人馬は順序通りに飛越しなければならない。

2個以上の障害が非常に接近して配置されており、拒止や逃避、落馬があった場合にそれ以前の障害を1～2個飛越しなすければ次の飛越が大変に困難な障害については、同じ番号をつけた1個の障害とみなし、順番に文字を表示しなければならない（付則5、図を参照）。

#### 2.2 オプション障害、あるいは選択障害

一飛越でクリアできる1個の障害物に、2回あるいはそれ以上の飛越を要するオプション障害が設けられている場合は、オプション障害の各々に文字を表示して障害物の一要素であることを示さなければならない。

2.3 選択障害あるいはその構成障害には個別に標旗を設置することができるが、連続するルート上の障害として同じ番号／文字で表示しなければならない。この場合はどちらの標旗も黒のラインで示さなければならない。このような「ブラックフラッグ」選択障害は、別個の障害あるいは構成障害として審査され、そのいずれか1つのみを飛越しなければならない。走行していたライン上で次にくる障害に馬を向けていない限り、選手は片方のブラックフラッグ・ラインから他方のブラックフラッグ・ラインへ走行を変更することができ、減点されることはない（例えば、6aを左側ルートで飛越してから6bを右側ルートで飛越）。~~コンビネーションの場合は、これを構成する最初の障害から最後の障害を飛越するまでに巻乗りをしたり、軌跡を横切らない限り、選手はどのようなルートを通っても構わない。選手はどのような方向からコンビネーションの最初の障害へアプローチしても良く、またコンビネーション最後の障害飛越後にどのような方向へ走行しても構わない。~~

(2009年4月15日より施行)

### 3. 障害の種類

3.1 障害は固定されていて、堂々とした外観がなければならない。自然障害を使用する場合は、競技中を通して同じ状態が維持されるように必要に応じて補強する。選手が騎乗したまま障害の下を通ることができないよう、あらゆる措置を講じなければならない。ポータブル障害は動かないよう、しっかりと地面に固定しなければならない。

3.2 馬が転倒して出られなくなったり怪我をする可能性のあるようなクロスカントリー障害については、障害の一部を速やかに取り外せて、また直ぐに元通りに再構築できるような構造にしなければならない。このような場合でも、障害の頑強度を損なってはならない。

3.3 水に入る障害についてはすべて、その底を硬く均等にしなければならない。

3.4 ブラッシュ障害では上へ盛り上がっている部分も含めて高さを測定できるものでなければならない、またしなやかで変形できる素材でなければならない。

### 4. 飛越数

4.1 飛越総数は付則4に示した制限内とする。

4.2 飛越数を算出するにあたっては、平均的な能力を有する馬が走行すると予想されるルートでの飛越数を合計する。

## 5. 障害物の寸法

5. 1 障害の寸法は、付則4に示した制限内で競技会のレベルに相応したものでなければならない。

5. 2 障害の固定部分および頑強な部分は、選手が飛越を試みると思われるいかなるポイントでも規定の高さと幅を越えてはならない。

5. 3 水に入る障害（水濠、湖、幅の広い川）については、入る部分から出る部分までの水深を35 cm以内としなければならない。水に入る障害の幅（長さ）は飛び込み地点から出る地点まで6 m以上なければならない。但し、水から直接飛越して出る障害またはステップがある場合は9 m以上とする。

5. 4 幅だけの障害（乾壕あるいは水濠）では、踏み切りやすくするためにガードレールや生垣を障害の前に設置することができる。この高さは50 cm以内とし、幅の測定に含めなければならない。

5. 5 フォースター、スリースター、ツースター競技会において1.60 mを超える必須の飛び降り障害の使用は2個までとする。ワンスター競技会においては、1.60 mを超える必須の飛び降り障害の使用は認められない。

## 6. 測定方法

6. 1 障害の高さは平均的な馬が踏み切ると思われる地点から測定する。オープン障害（例：オクサー、乾壕）の幅は、障害を形造る横木かその他の資材の外側から計る。上部が硬質の素材でできた閉鎖障害（例：テーブル障害）の場合は、手前の段の一番高い部分から奥の部分の一番高い部分を計る。

6. 2 クロスカントリー競技の障害物：生垣やブラッシュ障害の固定部分と頑強な部分の高さは、付則3A「障害の高さと幅の一覧表」に規定された寸法を超えないものとする。生垣やブラッシュ障害全体の高さは付則3Aの一覧に定める寸法を超えてはならない。固定部分や頑強な部分を飛越する際に、馬がブラッシュや生垣で怪我をしないように障害を構築しなければならない。ブルフィンチ、即ち馬が通り抜けて飛越すると予測される薄いブラッシュや生垣は、競技中を通して一定の状態が保たれるという条件で使用が認められる（寸法測定の説明については、付則3Bを参照）。

6. 3 障害の高さが正確に測定できない場合（自然の生垣やブラッシュ障害）は、馬が過失なく通過することのできない障害の固定部分と硬質素材で造られた箇所を計る。

6. 4 飛び降り障害の着地側の高さは、ブラッシュ障害の一番高い部分など、障害の最も高い部分から、平均的な馬が着地すると考えられる地点までを測定する。

## 第532条 採点

### 1. 障害での過失

#### 1. 1 拒止、逃避、巻乗り

1回目の不従順、逃避、巻乗り

減点20

同じ障害での2回目の拒止、逃避、巻乗り

減点40

クロスカントリー・コースでの3回目の拒止、逃避、巻乗り

失権

ポータブル障害／障害物を補綴する器具の破損 失権 減点25  
(2009年4月15日より施行)

1. 2 落馬／馬の転倒

障害でのクロスカントリー・コースでの落馬と／あるいは馬の転倒 失権  
(2009年7月1日より施行)

1. 3 危険な騎乗(第519条と第520条を参照)

科罰は一般規程に従って競技場審判団が決定する。一般規程に述べられている科罰(イエロー警告カード、罰金、失格など)に加えて、あるいはこれに代えて、競技場審判団は当該選手に25点の減点を課すことがある。

危険な騎乗で課された25点の減点は、成績の障害減点にカウントされる。

2. 時間での過失

2. 1 規定時間の超過

1秒につき減点0.4

2. 2 制限時間の超過

失権

3. 失権となるその他の理由

3. 1 以下の場合には競技場審判団の判断により失権となる：

3. 1. 1 スタートの合図前に意図的にスタートした場合。第529条1. 1。
3. 1. 2 保護帽を着用せず、あるいは顎紐を締めずに障害を飛越しようとしたり飛越した場合。第521条1。
3. 1. 3 追い越そうとする後続の選手を故意に邪魔したり、追い越される時に役員の指示に従わなかった場合。第529条5. 3。
3. 1. 4 先行する選手を追い越す際にこの選手を危険にさらすような行為。第529条5. 3。
3. 1. 5 合図を受けたにも拘らず停止しなかった場合。第529条7. 2。
3. 1. 6 許可されていない援助を受けた場合。第529条8. 1。
3. 1. 7 通過義務地点を誤った方向から通過し、これを訂正しなかった場合。第529条3。
3. 1. 8 危険な騎乗。第520条。

3. 2 以下の場合には失権が適用されなければならない：

3. 2. 1 馬に対する虐待行為。第520条。
3. 2. 2 不適切な馬装で競技を行った場合。第522条3。
3. 2. 3 コースを間違えて修正しなかった場合。第529条3。
3. 2. 4 障害の飛越や通過義務地点の通過を怠った場合。第529条3。
3. 2. 5 誤った順番で障害を飛越したり過失を生じた場合、または誤った順番で通過義務地点を通過した場合。第529条3。
3. 2. 6 障害を誤った方向から飛越した場合。第529条3。
3. 2. 7 既に飛越した障害を再飛越した場合。第529条3。
3. 2. 8 困難な状況にある選手。第529条6. 1。

### 第533条 過失の定義

障害における以下の過失（拒止、逃避、巻乗り、落馬）は減点対象となる。但し、担当役員の意見により、その過失が番号表示のある障害やコンビネーションの構成障害を飛越、あるいは飛越を試みたこととは明らかに関連がないと判断された場合を除く。

#### 1. 拒止

高さが30 cmを超える単独障害やコンビネーションの構成障害を飛越する際に、その前で馬が停止した場合は拒止と見なされる。

その他の障害（高さが30 cm以下のもの）では、停止しても直ちにその地点から踏み切った場合は減点対象とならない。しかし停止が続いたり、いずれの場合でも時間的に長引いた場合は拒止となる。

馬は横へ踏み出しても構わないが、後ろへ下がった場合は拒止と見なされる。

拒止の後に選手がこの障害飛越を再度試みて失敗した場合、あるいは違う飛越方向を試して失敗した場合、後退してから再度アプローチしたがまた停止して後退した場合は2回目の拒止となり、これ以降も同様に重ねて拒止と判定される。

#### 2. 逃避

2. 1 コース上の単独障害やコンビネーションの構成障害に向かった時に、馬がこれを避けて馬の頭と頸、および騎乗している選手の頭が障害物の両端、あるいは障害物の限界を定める標旗の間を通過できなかった場合は、逃避とみなされる。

2. 2 向かった障害で馬が不従順で逃げたものの、この障害の他の部分を標旗間で飛越に成功した場合、この時でもやはり選手は20点の減点となる。しかしながら、前の障害やコンビネーション構成障害での失敗が原因の場合も含め、選手はどの時点でも、次に飛越する単一障害あるいはコンビネーション構成障害のどの部分を飛ぶかを変えることができ、減点とはならない。ただ向けられた障害に対して馬が逃げた場合はあくまでも20点の減点となる。

#### 2. 3 バウンス障害の判定

コンビネーションを構成する個々の障害間が5 m以下の場合（すなわち「バウンス」）では、馬が1つ目の障害を無過失で飛越した時点で2つ目の障害にも向かったと見なされる。例えば「バウンス」がコンビネーションの2つ目と3つ目にある場合でも同様に判断される。従って、例えば「バウンス」の最初の障害を飛越中に選手が「変更を決意」し、ロングルートをとった場合でも、逃避として20点の減点となる。

#### 3. 巻乗り

3. 1 数個の障害物（A、B、Cなど）で構成される障害においては、馬が最初に障害物に向かってから最後の障害物を完飛するまでの間に、構成障害の周りを回ったり巻乗りをすると減点となる。更新版の付則5の図を参照のこと（第531条2. 3を参照）。但し、例外としてブラックフラッグが設置された選択障害がある（付則5の図、第531条2. 3を参照）。この場合は、コース上にあるコンビネーション構成障害であっても飛越を試みていない限り、飛越コースを変えてもよい。しかしブラックフラッグが何れかの構成障害に設置されている障害では、最後の構成障害の周囲を回っても減点されない。（2009年4月15日より施行）

3. 2 拒止、逃避、巻乗り、あるいは落馬によって過失をとられた後、選手が再度試行するために既に通った軌跡を横切ることは認められており、減点とならず、1回もしくは数回の巻乗りを行っても、もう一度その障害に馬を向けるまでは減点対象とならない。

3. 3 別々の番号が付けられている障害については、次の障害に馬を向けていない限り、それらの障害間で巻乗りをしたり障害を周回することが認められ、減点とはならない。

#### 4. 落馬／馬の転倒

4. 1 選手の身体が騎乗馬から離れ、再騎乗あるいは飛び乗りをしなければならぬ場合は落馬と見なされる。

4. 2 馬の肩と腰が同時に地面に接触した場合、あるいは障害と地面に接触している場合、あるいは馬が障害の中に嵌まり込んで援助なしには走行を続けられなかったり怪我をする恐れがある場合は、馬の転倒と見なされる。

#### 5. 数個の障害物で構成される障害

数個の障害物で構成される障害での拒止、逃避と／あるいは巻乗りは、通算で2回まで失権とならない。コンビネーションを構成するいずれかの障害で拒否、逃避、巻乗りが生じた場合には、既に飛越している構成障害をどれでも再飛越することができる。但し、それ以前に飛越した時には過失がなくても再度飛越した時に過失があれば減点される。選手が落馬、拒止、逃避、巻乗りの後に再び障害に向かうため、標旗を逆方向から通過しても減点対象とはならない。

#### 6. 役員への指示

障害、コンビネーションの構成障害などの審査に関わる規定の正確な解釈に疑問が生じた場合は、技術代表が可能な限り競技場審判団と協議を行い、必要であれば図解を示して役員への指示を是認しなければならない。選手に対しては打ち合わせの席上で全員に通達するか、あるいは競技場審判団による判断がこれよりも後となった場合は、その決定後直ちに通達しなければならない。

### 第5章 障害馬術競技

#### 第534条 障害馬術競技会規程

本規程に別段の記載がある場合を除き、「障害馬術競技会規程」を総合馬術競技会の障害馬術競技に適用する。F E I 障害馬術委員会がその年に行った変更については、これを翌年の1月1日から総合馬術競技会規程に導入するか検討を行う。

#### 第535条 競技の主旨と概要

1. この競技は通常障害馬術競技に類似したものであるが、この競技単独での勝者を決めようとするものではない。その主な目的は、人馬が障害飛越という専門性の高い種目で十分に訓練や調教を受けていることを証明することにある。

2. コースの性質とその全長、規定速度、障害の寸法は、競技全体の難度によって異なる。

### 第536条 アリーナの大きさ

アリーナは四方を囲まれていなければならない。競技中、馬がアリーナにいる間は出入り口をすべて閉鎖する。F E I 障害馬術競技会規程、第201条の例外として、広さが4,000平方メートル未満および／または短辺が50m未満のアリーナについては、具体的にF E Iへ通知し、競技会実施要項の承認を受ける前に技術代表から許可を得なければならない。

アリーナの広さが5,000平方メートル未満の場合は、スリースターとフォースター競技会における最大速度を350メートル／分とする。

アリーナの広さが2,300平方メートル未満の場合は、どのレベルの競技会においても最大速度を325メートル／分としなければならない。

### 第537条 コース - 障害物

#### 1. 距離と速度

付則4に示す限度内で、コースデザイナーは競技のレベルに応じたコースプランを自由に作成することができる。例外的な状況においては、技術代表と競技場審判団の承認を受けて、距離を最大10%まで延長することが認められる。

#### 2. 概要

障害は標準的な障害馬術競技用のものを使用する。障害の数は付則4に示した限度に従い、競技会のレベルに応じて障害数は10個～13個、飛越数は13回～16回を限度とする。

#### 3. 寸法

障害の寸法は付則4に示した限度以内とする。少なくとも障害の2/3は、実施レベルに定める最大の高さに設定する。障害最上部の幅は、付則4に定める大きさを超えてはならない。高さの誤差は、F E I 障害馬術競技会規程で認可されているように、地面の起伏や掛け金の差し込み間隔に起因するものであれば、5cmまでを許容範囲とする。

#### 4. 障害の種類

障害物は垂直障害と幅障害をバランスよく配置し、2個か3個のダブルを入れるか、あるいはダブル1個とトリプル1個を含めるものとする。

閉鎖コンビネーション障害の使用は認められない。水濠障害は許可されないが、水を入れた濠の上に横木を掛けたものは認められる。幅障害の背面横木の支柱には、F E I 公認の25mmの安全装置付き掛け金を使用しなければならず、トリプルバーの場合は、障害の中央横木と背面横木にこの安全装置付き掛け金を使用しなければならない。選択障害の設置が認められる。選択障害については、コースプランに同一番号と「選択障害」という標識で明示しなければならない。

### 第538条 採点

#### 1. コース上での過失

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 障害の落下                        | 減点4 |
| 全走行を通して最初の逃避、拒止または認められない巻乗り  | 減点4 |
| 全走行を通して2回目の逃避、拒止または認められない巻乗り | 失権  |

## 2. 時間での過失

コース全長と指定速度により規定時間が決まる。規定時間より早く走行を終えても利点にはならないが、規定時間の超過は制限時間に至るまで1秒もしくはその端数につき1点の減点となる。制限時間は規定時間の2倍とする。制限時間を超過すると失権となる。

### 第539条 タイム修正

#### 1. 不従順による障害落下

1. 1 不従順の結果、選手が障害を移動させたり、落下させた場合はベルが鳴らされる。障害が再構築されるまで、時間計測を止める。選手は拒止について減点され、走行終了に要した時間に6秒が加算される。

1. 2 選手がコンビネーションの構成障害や、障害の限界を示す標旗を移動させたり、あるいは落下させ、これに続く同じコンビネーションの構成障害で拒止あるいは逃避した場合はベルが鳴らされる。時間計測は不従順の後の障害落下で止める。不従順による減点と6秒が加算される。

## 第6章 大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会、カップ大会

### 第540条 オリンピック大会

4年に1回、オリンピック大会において総合馬術競技会が国際オリンピック委員会の後援によって開催される。オリンピック大会の総合馬術競技会はシニア対象である。「オリンピック大会における馬術競技のための特別規程」に従い、フォースター・レベルで行われる。

### 第541条 世界個人選手権大会および世界団体選手権大会

#### 1. 組織

1. 1 4年に1回、オリンピック大会が開催される間の偶数年に、団体と個人の世界総合馬術選手権大会がF E Iの権限のもとで開催される。

1. 2 世界選手権大会の開催申請は、「一般規程」に従ってF E Iへ提出する。

1. 3 世界選手権大会はシニア対象である。後述の場合を除き、フォースター・レベルで行われる。馬場馬術競技では最新のフォースター馬場馬術課目を採用する。

1. 4 役員は第550条に従って任命される。役員の経費は「一般規程」に従って支払われる。

1. 5 世界選手権大会の開催には最低6ヶ国のNFの参加が必要である。「一般規程」の例外として、第1回目のホース・インスペクション前であっても、最終申込を提出した後に出場を取りやめたNFについては、出場国と見なされる。

#### 2. 招待

大会開催前の2年間にスリースターとフォースターの競技に出場しているNFへは、自動的に招待状が送付される。招待状はその他の国に対しても要請に応じて送られる。

### 3. 出場資格

第506条7. 2に従い、選手と馬はスリースターまたはフォースター競技にてコンビネーションで出場資格を取得しなければならない。

### 4. 参加

4. 1 世界選手権が独立した競技として実施される場合の出場選手数は、第503条2. 4の「選手権大会」の条項に従う。総合馬術競技会が世界馬術選手権大会（WEG）など、他の世界選手権大会と同時に開催される場合は、主催国からの出場人馬数を国外からの参加人馬数と同数に制限する。

4. 2 世界選手権大会において選手は各々1頭の馬にしか騎乗できない。

### 5. 経費と特典

組織委員会は第508条2「選手権大会」の条項に従い、選手、グルーム、馬、随行役員の旅費、宿泊費、滞在費を負担する。

#### 第542条 個人選手対象のワールドカップ

FEIは、個人選手対象のワールドカップ開催を認可することができる。ワールドカップはシニア対象である。この競技会に適用する規程および出場資格、参加については、FEI総合馬術委員会の承認が必要である。

#### 第543条 大陸大会

世界の特定地域においては、国際オリンピック委員会と地域大会連合の後援のもとで、大陸大会（アジア大会やパン・アメリカン大会など）にて総合馬術競技会を開催することができる。このような競技会のための特別規程は、FEI事務総長と総合馬術委員長の承認を受けなければならない。原則として、第544条の「大陸選手権大会」に従って開催される。

#### 第544条 大陸個人選手権大会および大陸団体選手権大会

##### 1. 組織

1. 1 大陸個人総合馬術選手権大会と大陸団体総合馬術選手権大会は、以下の通りFEIの権限下にて開催される：

- |         |         |                       |
|---------|---------|-----------------------|
| 1. 1. 1 | シニア     | 2年毎、オリンピック大会開催年の間の奇数年 |
| 1. 1. 2 | ヤングライダー | 毎年                    |
| 1. 1. 3 | ジュニア    | 毎年                    |

1. 2 これらの選手権大会の開催申請は、「一般規程」に従ってFEIへ提出する。

1. 3 選手権大会のレベルは、関連国NFと協議のうえFEIが決定する。

1. 4 役員は第550条に従って任命される。役員の経費は「一般規程」に従って支払われる。

1. 5 シニア対象の大陸選手権大会の開催には、最低3ヶ国のNFと／あるいは地域チームが第1回目のホース・インスペクションに参加する必要がある。

##### 1. 6 大陸選手権大会における地域代表

領域については事前にFEIの承認が必要である。

1. 7 ヨーロッパでは3ヶ国以上のNFが参加する場合に限り、ヤングライダーとジュニアの大陸選手権大会を開催することができる。ヨーロッパ以外では2ヶ国以上のNFの参加があれば、地域チームの数に関わらず開催できる。第1回目のホース・インスペクション前であっても、最終申込を提出した後に出場を取りやめたNFについては、出場国と見なされる。

1. 8 F E I 総合馬術委員会による決定の通り、ヤングライダー対象の競技規定はツースター・レベルのままとする。

ジュニア対象の競技規定はワンスター・レベルのままとする。

## 2. 招待

原則として、大陸選手権大会はその大陸に属するNFの選手のみを対象とする。招待状は該当する国のNFへ自動的に送付される。しかしF E Iの承認を受けた場合は、ヨーロッパのシニア選手権大会は例外として、当該大陸以外のNFから選手を招待することもできる。

自国が属する大陸外で大陸選手権大会に参加したNFについては、その成績が良好であった場合、次の選手権大会を開催する権利がなくなる。しかし個人メダルもしくはチーム・メダルを獲得することはできる。

## 3. 出場資格

選手と馬は第506条に従い、大陸選手権大会のレベルに応じた出場資格を取得しなければならない。

## 4. 参加制限：ヤングライダー選手権大会とジュニア選手権大会

4. 1 選手と馬が一暦年中に参加できる選手権大会は、ジュニア、ヤングライダーもしくはシニア選手権大会のいずれかのみである。

4. 2 ヤングライダーがヤングライダー選手権大会で一競技種目に出場した場合でも、この選手が該当する年齢に達していれば他の競技種目でシニア選手権大会に別の馬で出場することは可能である。

4. 3 選手がある競技種目でシニア選手権大会、地域大会もしくはオリンピック大会に出場した場合は、これと同じ種目でジュニア選手権大会に参加することはできなくなる。

4. 4 シニア選手権大会、C C IあるいはC C I Oと同じ時期、あるいはほぼ同じ時期に同一会場で選手権大会が行われる場合は、いかなる馬でもこれらの競技会開催中にヤングライダーとシニアが同一馬に騎乗したり、競技に出場することはできない。

## 5. 選手権大会における各選手の騎乗頭数

選手権大会では各選手とも1頭の馬にのみ騎乗できる。

## 6. 経費と特典

選手、馬、役員の実費と特典については、次の条項に従う：  
第507条3、第508条2

## 7. ヤングライダーとジュニア選手権大会：責任

チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームと／あるいは個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合はチーム監督とその所属NFが責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合、チーム監督はそのチームと／あるいは個人選手と同泊しなければならない。

上訴委員会は損害額を査定する権限を有する。F E I 法務制度に従い、上訴委員会は、

競技会開催期間を通してどの時点であっても、容認しがたい行動をとったチームと／あるいは個人選手に罰金を科すことができ、またこれを失格とする権限を有する。

#### 8. ヤングライダー選手権大会とジュニア選手権大会：メダルと賞

最低限、以下に示す数の褒賞を授与しなければならない：

8. 1 団体選手権競技：F E Iメダル（「一般規程」第111条5を参照）。更に馬の所有者に賞金と／あるいは上位4チームの各メンバーに賞品と厩舎プレート、リボン。

8. 2 個人選手権競技：F E Iメダル（「一般規程」第111条5を参照）。更に出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞金と／あるいは賞品、厩舎プレート、リボン。

8. 3 表彰式は大変重要な意味合いをもたせてアリーナで行わなければならない、選手は乗馬でこれに臨むものとする。

8. 4 チーム監督と選手全員には記念品か厩舎プレートを進呈するものとする。

8. 5 主催者はこの他にもできるだけ多くの賞を授与するものとする。例えば、ベストスタイル賞（部門別にすることも可）、優秀な少女選手、優秀な少年選手、スポーツマンシップ賞、ベストコンディションを維持した馬に授与する獣医賞。

#### **第545条 個人選手対象の大陸カップ大会**

F E I は、個人選手対象の大陸カップ大会開催を認可することができる。開催と参加に関する規程については、F E I の承認が必要である。

#### **第546条 地域大会**

世界の特定地域においては、国際オリンピック委員会と地域大会連合の後援のもとで、地域大会（中央アメリカ大会、カリブ大会、地中海大会など）で総合馬術競技会を開催することができる。このような競技会のための特別規程は、F E I 総合馬術委員会の承認を受けなければならない。原則として、第544条の「大陸選手権大会」に従って開催される。

#### **第547条 地域個人選手権大会および地域団体選手権大会**

世界の特定地域においては、地域個人総合馬術選手権大会と地域団体総合馬術選手権大会（アルプス、アマゾン、バルカン、スカンジナビア、タスマニア、地方大会など）を「一般規程」の第110条4に従い、F E I の権限下で開催することができる。原則として、第544条の「大陸選手権大会」に従って開催される。第1回目のホース・インスペクションに2ヶ国以上の国の参加が必要である。

## 第7章 国際競技会の役員

### 第548条 役員の間轄

競技会の開催期間は、1回目のホース・インスペクション開始の1時間前に始まり、最終成績の発表後30分にて終了する（一般規程）。

しかしながら、競技場審判団の間轄はクロスカントリー・コースを下見して承認した時点、あるいは1回目のホース・インスペクションの時点、または馬場馬術競技の開始1時間前のいずれか最も早い時点をもって始まる。

### 第549条 役員の任務

競技場審判団、技術代表、コースデザイナーおよび獣医師代表は、組織委員会と協力して、競技会のためのすべての準備が公正で安全かつ適切に行われるように努めなければならない。これにはアリーナ、コース、障害物および馬場のコンディションを含む。

#### 1. 競技場審判団

1.1 競技場審判団は競技会における審判業務と、その間轄下で発生し得るすべての問題解決に、最終責任を負う。競技場審判団が諸々の準備やコースに満足できない場合は、技術代表と協議のうえ、これを修正する権限がある。

1.2 CH4\*/CH3\*/CCI4\*/CCI3\*の競技場審判団は、審判団長と2名のメンバーで構成する。CH2\*/CH1\*/CCI2\*/CCI1\*とCICの競技場審判団は、審判団長とその他に1名か2名のメンバーで構成する。

1.3 競技場審判団長とメンバーは第550条に従い、該当する総合馬術審判員リスト下より選考される。

1.4 総合馬術競技会においては、競技場審判団が獣医師代表と共に第1回目と第2回目のホース・インスペクションを行う。

1.5 競技場審判団は馬場馬術競技の審査を行う。

#### 1.6 クロスカントリー・コースと障害馬術コースの下見

競技場審判団は、技術代表とコースデザイナーと共にクロスカントリー・コースと障害馬術コースの下見を行い、これを承認する。

#### 1.7 クロスカントリー競技

- クロスカントリー・コントロール  
競技場審判団長がクロスカントリー・コントロールに入るか、あるいは競技場審判団長がコミュニケーション手段として使われる言語を話すことまたは理解できない場合は、その代わりとしてこの言語を話せて理解できる競技場審判団メンバーの1人が、クロスカントリー・コントロールに入らなければならない。審判長がこれを決定する。
- コース  
競技場審判団メンバーの1人が、通常の任務でコースに入らなければならない。
- CCIについては、3番目の競技場審判団メンバー（臨場している場合）がスタート/フィニッシュ地点で、通常の役割を果たさなければならない。スタート地点とフィニッシュ地点が別々の場所に設定されている場合は、スタート地点にいなければならない。
- CICについては、3番目の競技場審判団メンバー（臨場している場合）もクロスカントリー・コースに配置できるが、クロスカントリー・コースの終了地点にいる獣医師代表が競技場審判団メンバーの意見を求めた場合に、直ちにフィニッシュ地点に行かれる態勢でなければならない。

➤ すべての国際競技会において競技場審判団の審判団長とメンバーは、クロスカントリー競技の間を通して同じ任務を継続して担当しなければならない。

1. 9 フェンス・ジャッジや計時担当者を含むテクニカル役員がクロスカントリー競技でくださった判定への異議申立てに対し、競技場審判団は裁定をくださす責任があり、その決定が選手に有利であるか否かに関わらず、審判員や役員の判定を取り下げて競技場審判団の判断に代えることができる。

1. 10 競技場審判団には、障害馬術競技の審査を行う責任がある。

1. 11 競技場審判団長あるいは任命された障害馬術審判員がベルを担当することは、極めて重要なことである。C I C競技会で、障害馬術競技が他の区間と同時進行で行なわれている場合には、この任務を国内資格または国際資格の障害馬術審判員に託すことができる。スリースターまたはフォースター・レベルのすべての競技会、すべての大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会では、資格がありかつ経験のある障害馬術審判員を補佐として競技場審判団に配置しなければならない。その他すべての競技会では、そのような補佐の配置が推奨される。競技場審判団のいずれかのメンバーが障害馬術審判員としての資格も有するのであれば、追加人員は不要である。

1. 12 競技場審判団メンバーは競技開催中のいかなる時点でも、跛行や病気、過度の疲労が認められる馬、および競技続行が不適切と思われる選手を競技会から失権とし、また危険な騎乗に対する措置を講じる責務と全権を有する。第519条を参照。この決定に対する上訴は認められない。

## 2. 技術代表

2. 1 技術代表は競技会を開催する上での技術面および運営面の準備、獣医検査とホース・インスペクション、厩舎や選手の宿泊施設、競技会のスタッフ業務などを承認する。

2. 2 三競技種目について、技術代表は障害の種類や寸法、すべてのコースの測定を含め、コースやアリーナ、練習およびトレーニング用施設が競技会レベルに対応しているかを重点に点検を行い、これを承認する。特に技術代表はすべてのコースを測定して、記載されている距離に間違いのないことを確認しなければならない。修正に要する時間を考慮して、技術代表は早目に点検を行わなければならない。1頭から数頭の馬にアリーナやトラックを試走させるよう求めることができる。

2. 3 技術代表は打合わせ会とテクニカル役員全員の活動を統括する。

2. 4 技術代表は、減点を含む採点に関わるすべての問い合わせについて調査を行い、これを競技場審判団に報告し、競技場審判団が結論を出すのに資するよう助言を行う。

2. 5 技術代表が、すべての準備について満足ゆくものであると競技場審判団へ報告するまでは、その技術代表の権限は絶対的なものである。報告を行った後の技術代表は、競技会開催の技術面および運営面で継続して指導を行い、競技場審判団と獣医師団、組織委員会に対して助言すると共にこれを補佐する。

2. 6 技術代表は、クロスカントリー・コースで危険な騎乗、過度に疲労している馬への騎乗、疲労している馬を過剰に追う行動、明らかに跛行している馬への騎乗、鞭と／あるいは拍車の過剰使用、安全ではない騎乗方法などの理由により、選手に警告を与えたり、走行を止める権限を有する。第519条も参照のこと。

## 3. コースデザイナー

3. 1 コースデザイナーは、クロスカントリー・コースのレイアウト、測量、準備、表示について責任を有する。

3. 2 コースデザイナーはクロスカントリーにおける障害のデザイン、構築、表示に責任を有する。

3. 3 総合馬術コースデザイナーは、障害馬術競技におけるコースのレイアウト、デザイン、構築に責任を有し、コースが現行の総合馬術競技会規程とガイドラインすべてに準拠していることを確認しなければならない。ワンスター競技会については、国内認可を受けたコースデザイナーを採用することが推奨される。ツースターとスリースター競技会、およびワンスターとツースターの選手権大会については、障害飛越コース設営の任務を国内資格の障害馬術コースデザイナーに委ねる。フォースター競技会とフォースター/スリースター選手権大会については、この任務をF E I「国際資格」の障害馬術コースデザイナーに委託しなければならない。

#### 4. 獣医師代表団

##### 4. 1 任命／責任

4. 1. 1 大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会、カップ・ファイナル、C C I O、C C I の獣医師代表団は、獣医師代表と准イベント獣医師の2名の獣医師で構成する。両者は相互に協力し、競技会に関わる獣医療面での準備を承認する責任があり、また以下に示す特別任務については個々に責任を負う。

主要な大会（オリンピック大会を含む）と／あるいは複数種目を行う選手権大会では、事前準備について組織委員会との連絡調整を担当する獣医師代表団長を、F E Iは追加で任命することができる。

4. 1. 2 C C I 2\* / C C I 1\* と C I C の獣医師代表団は、獣医師代表のみで対応することができる。このような場合は、1回目と3回目のインスペクションでホールディング・エリアを担当するのに相応の経験を持つ検査獣医師を1名配置しなければならない（獣医規程の第1003条8を参照）。

##### 4. 2. 獣医師代表

4. 2. 1 獣医師代表は、准イベント獣医師と共に最初の獣医検査の遂行に責任を有する。

4. 2. 2 獣医師代表は、上訴委員会と共に馬のパスポートの不備を調査し、適切な科罰を要請する。

4. 2. 3 獣医師代表は、インスペクション団メンバーとして第1回目と第2回目のホース・インスペクションに立ち会う。

4. 2. 4 獣医師代表は薬物規制を統括する。

4. 2. 5 獣医師代表は、チーム獣医師や個人選手専属獣医師に対して厩舎への立ち入り許可を出す責任がある。

4. 2. 6 獣医師代表は救護獣医師と連携し、クロスカントリー・コースでの自分たちの所在を明らかにして、いつでも対応できる態勢を整えておく。無線通信で連絡できることが必須である。

##### 4. 3 准イベント獣医師

4. 3. 1 准イベント獣医師は、獣医師代表と共に最初の獣医検査の遂行に責任がある。

4. 3. 2 准（イベント）獣医師は、ホース・インスペクションでホールディング・エリアをサポートし、馬の検査を行ってその所見を競技場審判団と獣医師代表へ報告する。

4. 3. 3 クロスカントリー競技中の緊急事態への対応を含め、競技会開催中の獣医療サービスを統括する。

#### 5. 上訴委員会

5. 1 上訴委員会の任務は、「一般規程」と「獣医規程」に定める通りとする。

5. 2 総合馬術選手権大会とワールドカップ・ファイナルについては、フルメンバーの上訴委員会（委員長とメンバー2名以上）の設置が義務づけられる。外国籍のメンバーを入れる必要がある。一般規程の第150条を参照のこと。

5. 3 その他すべての国際競技会では、組織委員会の判断で、競技場審判団が上訴委員会の任務を遂行できる。

5. 4 選手権大会の場合を除き、上訴委員会の設置にあたりこれを1名で担うこともできるが、その場合は公認国際審判員か国際審判員、もしくは国際技術代表でなければならない、またこの競技で他の任務を兼任することはできない。

## 6. スチュワード

スチュワード・チームの任務は、馬のウェルフェアを守るためのF E I馬スポーツ憲章に示されたガイドラインを尊重しつつ、競技会運営では諸規程に従い、組織委員会や競技場審判団、技術代表および選手をサポートすることにある。これに限定するものではないが、特にその任務はすべての運動、練習、ウォームアップ用馬場や厩舎地区における作業計画立案と監督、服装と馬装のチェック、獣医検査とホース・インスペクションでのサポートにその範囲が及ぶ。スチュワードは組織委員会や選手、技術代表、他の役員と緊密に連携して作業を行うことが求められる。

## 7. 利害の抵触

すべてのレベルの総合馬術選手権大会：すべてのカテゴリーのF E I役員（審判員／技術代表／コースデザイナー／獣医師）について、利害の抵触は認められるものではない。例：選手、馬の所有者、馬や選手のトレーナーあるいはコーチが近親者である場合など。

F E I役員に関して言えば、選手全員を対象とするコース下見の実施は奨励されるものであるが、自分の生徒に限定した下見は認められない。

注記：コーチングには下見を一緒に行うこと、馬場馬術運動や障害馬術のフラットワークで選手のトレーニングやウォーミングアップを指導することも含まれる。

7. 1 すべてのF E I選手権大会／団体競技会およびワールドカップ・ファイナル：審判員：利害の抵触は認められない。

技術代表：独立した調査団が各事例を調査し、利害の抵触が認可できるものであるか判断する。いかなる場合でも、技術代表に利害の抵触がある場合は、アシスタント技術代表が技術代表の代行として権限を与えられる。すべての選手権大会と4\*／3\*競技会において、アシスタント技術代表が任命される。

コースデザイナー：独立した調査団が各事例を調査し、利害の抵触が認可できるものであるか判断する。

### 7. 2 フォースターとスリースター競技会

審判員：独立した調査団が各事例を調査し、利害の抵触が認可できるものであるか判断する。

技術代表：独立した調査団が各事例を調査し、利害の抵触が認可できるものであるか判断する。いかなる場合でも、技術代表に利害の抵触がある場合は、アシスタント技術代表が技術代表の代行として権限を与えられる。すべての選手権大会と4\*／3\*競技会において、アシスタント技術代表が任命される。

コースデザイナー：独立した調査団が各事例を調査し、利害の抵触が認可できるものであるか判断する。

### 7. 3 ツースターとワンスター競技会

審判員／技術代表／コースデザイナー：競技会場に到着した時点から、上述した通り、役員にはいかなる利害の抵触も認められない。利害の抵触について事前にF E I事務総長に申告し、事務総長が自らの権限でこれを認めた場合には、特別に配慮される場合がある。

特別な状況によりF E I事務総長から許可を受けている場合を除き、競技会場へ到着した後のコーチングやトレーニングは控えるべきである。

### 7. 4 独立した調査団

利害の抵触に関連して選手権大会と他の競技会で未解決となっている問題は、3名で構成する調査団に委任することができる。F E I事務総長は毎年年頭に2名のスポーツマン（引退して間もない選手）と法務知識のある人物1名（更に予備のメンバー1名）で構成する調査団を任命しなければならない。この調査団メンバーは電子メールか電話で協議を行う。緊急の場合は、この調査団のいずれかのメンバー1名で決定をくだすことができる。

## 第550条 役員の任命

### 1. 大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会、カップ・ファイナル

1. 1 4\*と3\*の大会、選手権大会またはカップ・ファイナルについては、組織委員会と協議のうえF E Iが審判員、外国人技術代表、獣医師代表団を任命する。すべての役員は国際役員リストから選考しなければならない。国際競技場審判団の任命は必須である。

1. 2 2\*と1\*の大会と選手権大会については、組織委員会と協議のうえF E Iが競技場審判団長、外国人技術代表、外国人獣医師代表を任命する。国際競技場審判団の任命は必須である。競技場審判団メンバーの招聘数を1名とするか2名とするかは、組織委員会の自由選択である。コースデザイナーは国際役員リストから選考しなければならない。

| 選手権大会、大会、ワールドカップ・ファイナル     | 4スター                                        | 3スター             | 2スター                           | 1スター       |
|----------------------------|---------------------------------------------|------------------|--------------------------------|------------|
| 競技場審判団                     | 審判員3名                                       | 審判員3名            | 審判員2名または3名                     | 審判員2名または3名 |
| N F / 組織委員会と協議のうえ、F E Iが任命 | 競技場審判団メンバーについては全員をF E I「I」リストから選考しなければならない。 |                  |                                |            |
|                            | 国際競技場審判団の任命が必須。                             |                  |                                |            |
|                            | 障害馬術審判員の任命が必須。                              |                  |                                |            |
| 外国人技術代表                    | F E I「I」リストから選考しなければならない。                   |                  |                                |            |
| コースデザイナー                   | コースデザイナーは、F E I「I」リストから選考しなければならない。         |                  |                                |            |
| 障害馬術コースデザイナー               | F E I 障害馬術「I」リスト                            | F E I 障害馬術「I」リスト | 国内資格以上でリストに掲載されている障害馬術コースデザイナー |            |
| 獣医師代表団                     | F E I リストから選考の外国人獣医師代表と准イベント獣医師             |                  |                                |            |
| 上訴委員会                      | 委員長とメンバー2名（1名は外国人&総合馬術競技会役員&法務知識のある人物）      |                  |                                |            |
| チーフ・スチュワード                 | F E I 総合馬術リストから選考                           |                  |                                |            |

### 2. スリー・デイ・イベント

すべての国際スリー・デイ・イベントにおける審判員、技術代表およびコースデザイナーは、以下の表に従って任命される。

| CCI (3DE)    | 4スター                                       | 3スター                 | 2スター                                     | 1スター                                               |
|--------------|--------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 競技場審判団       | 審判員 3 名                                    |                      | 審判員 2 名または 3 名                           |                                                    |
|              | 競技場審判団メンバーについては全員を F E I リストから選考しなければならない。 |                      | 競技場審判団のメンバー 1 名は F E I リストから選考しなければならない。 | T D が F E I リストに掲載されている人物であれば、国内審判員でもよい。           |
|              | 「I」か「O」資格の審判員 3 名が必須                       | 「I」か「O」資格の審判員 1 名が必須 |                                          | 競技場審判団メンバー 1 名か技術代表は F E I リストから選考                 |
|              | 競技場審判団に外国人メンバーが必須                          |                      | 外国人役員が必須                                 |                                                    |
|              | 障害馬術審判員が必須                                 |                      | 適用なし                                     |                                                    |
| 技術代表         |                                            |                      |                                          | 競技場審判団メンバー 1 名か技術代表は F E I リストから選考                 |
|              | 技術代表は F E I 「I」リストから選考しなければならない            |                      | コースデザイナーと技術代表は F E I リストから選考             | 競技場審判団メンバー 1 名が F E I リストから選考されていれば、技術代表は国内資格でもよい。 |
| コースデザイナー     | コースデザイナーは F E I 「I」リストから選考しなければならない。       |                      | コースデザイナーと技術代表は F E I リストから選考             | コースデザイナーは国内資格でも可                                   |
| 障害馬術コースデザイナー | 「I」障害馬術コースデザイナー                            | 国内資格の障害馬術コースデザイナー    |                                          | 国内資格の障害馬術コースデザイナーを推奨                               |
| 獣医役員         | 獣医師 2 名： F E I リストから選考の獣医師代表と准イベント獣医師      |                      |                                          |                                                    |
| 上訴委員会        | フルメンバーの上訴委員会か、メンバー 1 名、あるいは競技場審判団          |                      |                                          |                                                    |
| チーフ・スチュワード   | F E I 総合馬術リストから選考しなければならない。                |                      | 国内資格のスチュワードでもよい。                         |                                                    |

### 3. CIC競技会

| CIC                                         | 3スター                                                          | 2スター                                                              | 1スター                                         |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 競技場審判団                                      | 審判員2名または3名                                                    | 審判員2名または3名                                                        | 審判員2名または3名                                   |
|                                             | 外国人技術代表か、競技場審判団の外国人審判員が必須                                     |                                                                   |                                              |
|                                             | 競技場審判団メンバー全員をFEIリストから選考しなければならない。                             | 少なくとも競技場審判団メンバー1名はFEIリストから選考しなければならない。                            | 競技場審判団メンバーか技術代表をFEIリストから選考する。                |
|                                             | 「I」か「O」資格の審判員1名が必須                                            |                                                                   | TDがFEIリストに掲載されている人物であれば、国内審判員でもよい。           |
|                                             | 障害馬術審判員は必須                                                    | 適用なし                                                              |                                              |
| 技術代表                                        | 技術代表はFEI「I」リストから選考しなければならない。                                  | 技術代表はFEIリストから選考しなければならない。                                         | 競技場審判団メンバーか技術代表をFEIリストから選考する。                |
|                                             | 外国人技術代表か、競技場審判団の外国人審判員が必須                                     | 外国人である必要はないが、競技場審判団メンバー1名、技術代表、コースデザイナーのいずれかは「I」リストから選考しなければならない。 | 競技場審判団のメンバー1名がFEIリストから選考されていれば技術代表は国内資格でもよい。 |
| コースデザイナー                                    | FEIリストから選考しなければならない。                                          | コースデザイナーは国内資格でもよい。                                                |                                              |
| 障害馬術コースデザイナー                                | 国内資格の障害馬術コースデザイナー                                             |                                                                   | 国内資格の障害馬術コースデザイナーを推奨                         |
| (例外)<br>オーストラリアとニュージーランド<br><br>経費的な理由の場合のみ | 外国人役員は必須ではないが、競技場審判団メンバー2名、技術代表、コースデザイナーは「I」リストから選考しなければならない。 | 適用なし                                                              |                                              |
| 獣医師                                         | FEIリストから選考の獣医師代表1名とホールディング・ボックス獣医師1名                          |                                                                   |                                              |
| チーフ・スチュワード                                  | FEIリストから選考しなければならない。                                          | 国内資格のスチュワードでもよい。                                                  |                                              |

2人目の審判員を国内審判員とする場合は、FEI審判員（「I」か「C」）を競技場審判団長として任命しなければならない。

競技会に「I」審判員を1名任命する場合は、「C」審判員に優先してこの人物を競技場審判団長とすることを推奨する。

#### 4. 獣医師

4. 1 大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会、あるいはカップ・ファイナルの総合馬術競技会における獣医師は、総合馬術競技会で経験のあるコンタクト獣医師とイベント獣医師リストから選考しなければならない。任命は「一般規程」と「獣医規程」に従うものとする。

4. 2 その他の国際スリー・デイ・イベントについては、いかなるレベルにおいても、総合馬術

競技会に経験のあるコンタクト獣医師とイベント獣医師リストから獣医師を選考しなければならない。獣医師は主催国NFから出すこともできる。獣医師は組織委員会とNF（国内馬術連盟）が任命する。

## 5. 上訴委員会

上訴委員会の委員長とメンバーの任命は、「一般規程」に従うものとする。

## 6. スチュワード

6. 1 すべての国際競技会において、チーフ・スチュワードを任命しなければならない。

6. 2 選手権大会、CCIO、CCI 4\*/3\*およびCIC 3\*では、チーフ・スチュワードをFEI総合馬術競技会リストから選考しなければならない。

6. 3 CCI/CIC 2\*/1\*のチーフ・スチュワードは、適切な資格を持つ国内役員でもよい。その他のスチュワードは、チーフ・スチュワードの管轄下で、総合馬術競技会のカテゴリーとレベルに応じ、また特にそのレイアウトと特徴に応じて任命する必要がある。

## 7. 任命に関わる制限

競技場審判団：組織委員会は、2年連続して同じ組み合わせの競技場審判団を任命することはできない。

審判員は、一暦年中に国際スリー・デイ・イベント（選手権大会、CCIO、CCI）で競技場審判団メンバーを務めることができるのは5回までである。

技術代表：一暦年中に国際スリー・デイ・イベントで技術代表を務めることができるのは5回までである。

一つの競技会で連続して技術代表を務めることができるのは3年までである。

## 8. アシスタント技術代表

すべての大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会、カップ・ファイナル、CCIO、フォースターとスリースター競技会（CCIおよびCIC）については、組織委員会がアシスタント技術代表を任命しなければならない。またその他の国際競技会でも任命される場合がある。

アシスタント技術代表はFEIリストから選考するか、もしくは国内資格でもよい。大会（オリンピック大会を含む）、選手権大会、カップ・ファイナル、すべてのフォースター競技会では、アシスタント技術代表は技術代表と国籍が異なる者でなければならない。

## 9. 各競技会で必要な技術代表の人数

一競技会につき、1名の技術代表で2カテゴリーまで競技を担当することができる。これよりもカテゴリーが1つか2つ多い場合には、技術代表をもう1名追加して任命しなければならない。同じ競技会でカテゴリーが5つとなる場合は、2名の技術代表を追加で任命しなければならない。追加で任命される技術代表は国内資格でもよい。

## 10. コースデザイナー

コースデザイナーは、担当している競技会のクロスカントリー競技で、競技場審判団と共にクロスカントリー・コースの下見に立ち会わなければならない。何らかの容易ならぬ理由で、任命されたコースデザイナーがクロスカントリー競技の開催中にも臨場できない場合は、少なくとも「補」の資格を有するコースデザイナーであり、コースを熟知している者をコースデザイナーの代わりに任命することができる。この条項への違反についてはFEI事務総長へ報告を行い、FEI裁定機関での検討に委ねる。

## 第551条 審判員

### 1. 審判員のカテゴリー

国際審判員は3つのカテゴリーに分けられる：

- 国際審判員補
- 国際審判員
- 公認国際審判員

## 2. 審判員の資格

### 2.1 国際審判員補

国際審判員補の資格は以下の通りである：

- 国内審判員として2年以上の定期的な実務経験があり、F E I 規程に従って行われるC I C 競技会で2回以上、あるいは国際競技会（C C I 2\* / 1\* / C I C；このうち少なくとも1回はC C I でなければならない）にて2回以上は競技場審判団長か競技場審判団メンバーとして任務を果たしていること。
- 総合馬術競技会規程と開催運営の知識を十分に備えており、馬場馬術競技および障害馬術競技の審査に十分な能力のあることを示して、F E I 承認の国際審判員補講習会を良好な成績で終了し、講習会ディレクターから昇格の推薦を受けていること。
- 公用語である英語を理解できること。
- 自国で国内資格の馬場馬術審判員としてリストに掲載されていること。
- 馬場馬術競技会規程に記述されている「トレーニング・スケール」に精通し、これを十分に理解していること。

N F は必要条件をすべて明確に書面にまとめ、国際審判員補申請書類と共にF E I へ提出しなければならない。

### 2.2 国際審判員

国際審判員の資格は以下の通りである：

- 国内競技と国際競技の両方で定期的に審査を務め、当該年かそれ以前の2年間に国際競技会（C C I / C I C）で4回以上、審判業務を行っていること。
- 過去3年間にF E I 承認の国際審判員講習会を良好な成績で終了し、講習会ディレクターから昇格の推薦を受けているか／あるいはリストへの記載継続を推奨されていること。
- 英語を理解して話せること。
- 70歳以下であること。
- 常歩、速歩、駈歩での収縮運動；単純踏歩変換；ハーフパスと肩を内へが運動項目として含まれている中級レベルの馬場馬術課目で、審査の経験を積んでいること。国内の総合馬術競技会役員プログラムが上述の内容と同じレベルであり水準にあるとの文書をN F が提出できる場合は、これも経験を積み、教育を受けたものと認められる。
- 国内／国際スリースター総合馬術競技会、あるいはF E I セントジョージ賞典レベル以上の馬場馬術国内／国際競技で3回以上、シャドウジャッジとして任務を果たしていること。
- あるいはその代替として、国内／国際スリースター総合馬術競技会、あるいはF E I セントジョージ賞典レベル以上の馬場馬術競技（国内／国際）で3回以上の審判経験があり、現在も審判員を務めていること。

N F は必要条件をすべて明確に書面にまとめ、国際審判員申請書類と共にF E I へ提出しなければならない。

## 2. 3 公認国際審判員

公認国際審判員の資格は以下の通りである：

- 国際審判員としての資格を満たし、今後もそれを継続すること。
- 主要 F E I 競技会で競技場審判団長か競技場審判団メンバーとして、その職務遂行に卓越した能力を示し、十分な経験のあることが証明されていること。
- 70歳以下であること。

## 3. 審判員の昇格

### 3. 1 国際審判員補

F E I は、各 N F が推薦して総合馬術委員会がその資格を認めた国際審判員補のリストを保管する。彼らは所属 N F から推薦される前に、国際審判員補としての資格条件を満たしていなければならない。

### 3. 2 国際審判員

F E I は、総合馬術委員会が関連 N F と協議のうえ任命した国際審判員のリストを保管する。彼らは任命を受ける前に、国際審判員としての資格条件を満たしていなければならない。

### 3. 3 公認国際審判員

F E I は総合馬術委員会が国際審判員リストから公式に選考し、理事会が承認した公認国際審判員のリストを保管する。今後、新たな公認国際審判員の任命はない。

## 4. 必要条件を満たすこと

4. 1 国際審判員補としての必要条件を満たすことのできない国際審判員補は、F E I 審判員リストから削除される。

国際審判員としての必要条件を満たすことのできない国際審判員補は、国際審判員補としての必要条件を継続して満たしてゆく場合に限り、総合馬術委員会の判断により国際審判員補リストに残ることはできる。

4. 2 国際審判員としての必要条件を満たすことのできない国際審判員あるいは公認国際審判員は、総合馬術委員会の判断で国際審判員補リストに移籍されるか、あるいはリストから削除される場合がある。

## 第552条 技術代表

### 1. 技術代表のカテゴリー

技術代表は2つのカテゴリーに分けられる：

- 技術代表補
- 国際技術代表

### 2. 技術代表の資格

#### 2. 1 技術代表補

技術代表補の資格は以下の通りである：

- 国内技術代表として3年以上の定期的な実務経験があり、F E I 規程に従って行われる C C I 2\* / 1\*、CCN、あるいは C I C / CNC において2回以上、技術代表としての任務を果たしていること。スリー・デイ・イベント (CCN)

と共にあらゆるレベルのC I C競技会にて経験を積むことが奨励される。特にこの経験には組織委員会での実務経験とコースデザイナーとの作業経験、技術代表としての経験が含まれる。技術代表が国際審判員もしくは国際コースデザイナーである場合は、この条件が緩和される場合がある。

- C C Iにおいて国際技術代表のアシスタントとして務めた経験があること。
- 総合馬術競技会の規程と開催運営、「一般規程」、多様なレベルの総合馬術競技会基準についての十分な知識を備えていることを示し、F E I承認の技術代表補講習会を良好な成績で終了していること。
- 公用語である英語を理解できること。

## 2. 2 国際技術代表

国際技術代表の資格は以下の通りである：

- 当該年かその前年に国際競技会にて2回以上、技術代表を務めており、そのうち少なくとも1回はC C Iであること。
- 過去3年間にF E I承認の技術代表講習会を良好な成績で終了し、講習会ディレクターから昇格の推薦を受けているか／あるいはリストへの記載継続を推奨されていること。
- 英語を理解して話せること。
- 70歳以下であること。

## 3. 技術代表の昇格

### 3. 1 技術代表補

F E Iは、各N Fが推薦して総合馬術委員会がその資格を認めた技術代表補のリストを保管する。彼らは所属N Fから推薦される前に、技術代表補としての資格条件を満たしていなければならない。

### 3. 2. 国際技術代表

F E Iは、総合馬術委員会が関連N Fと協議のうえ任命した国際技術代表リストを保管する。彼らは任命を受ける前に、国際技術代表としての資格条件を満たしていなければならない。

## 4. 必要条件を満たすこと

4. 1 技術代表補としての必要条件を満たすことのできない技術代表補は、F E I技術代表リストから削除される。

国際技術代表としての必要条件を満たすことのできない技術代表補は、総合馬術委員会の判断により技術代表補リストに残ることはできる。

4. 2 国際技術代表としての必要条件を継続して満たすことのできない国際技術代表は、総合馬術委員会の判断で技術代表補リストに移籍されるか、リストから削除される場合がある。

## 第553条 コースデザイナー—総合馬術競技

### 1. コースデザイナーのカテゴリー

国際コースデザイナーは2つのカテゴリーに分けられる：

- コースデザイナー補
- 国際コースデザイナー

### 2. コースデザイナーの資格

#### 2. 1 コースデザイナー補

コースデザイナー補の資格は以下の通りである：

- 国内コースデザイナーとして3年以上の定期的な実務経験があること。スリー・デイ・イベントと共にあらゆるレベルのC I C競技会にて経験を積むことが奨励される。コースデザイナーが選手として国際競技経験がある場合は、この条件が緩和される場合がある。
- 過去4年間に、総合馬術競技会規程と多様なレベルの総合馬術競技会基準について十分な知識を備えていることを示し、F E I承認のコースデザイナー補講習会を良好な成績で終了していること。
- 公用語である英語を理解できること。

#### 2. 2 国際コースデザイナー

国際コースデザイナーの資格は以下の通りである：

- C C Iと／あるいはC I C、および／あるいはC C Nにて国際コースデザイナーかコースデザイナー補として定期的な実務経験があること。
- 過去3年間にF E I承認の国際コースデザイナー講習会を良好な成績で終了し、講習会ディレクターから昇格の推薦を受けているか／あるいはリストへの記載継続を推奨されていること。
- 英語を理解し、望ましくは話せること。
- 70歳以下であること。

### 3. コースデザイナーの昇格

#### 3. 1 国際コースデザイナー補

F E Iは、各N Fが推薦して総合馬術委員会がその資格を認めたコースデザイナー補のリストを保管する。彼らは所属N Fから推薦される前に、コースデザイナー補としての資格条件を満たしていなければならない。

#### 3. 2 国際コースデザイナー

F E Iは、総合馬術委員会が関連N Fと協議のうえ任命した国際コースデザイナーのリストを保管する。彼らは任命を受ける前に、国際コースデザイナーとしての資格条件を満たしていなければならない。

### 4. 必要条件を満たすこと

4. 1 コースデザイナー補としての必要条件を満たすことのできないコースデザイナー補は、F E Iコースデザイナー・リストから削除される。

国際コースデザイナーとしての必要条件を満たすことのできないコースデザイナー補は、コースデザイナー補としての必要条件を継続して満たしてゆく場合に限り、総合馬術委員会の判断でコースデザイナー補リストに残ることはできる。

4. 2 国際コースデザイナーとしての条件を継続して満たすことのできない国際コースデザイナーは、総合馬術委員会の判断で国際コースデザイナー補リストに移籍されるか、リストから削除される場合がある。

4. 3 総合馬術競技会では公認国際コースデザイナーのカテゴリーを設けない。

## 付 則

### 付則 1 a 馬場馬術競技で使用が許可される銜

許可されている銜の図と説明

各種小勒銜

1. 通常の小勒銜
2. ダブルジョイント式の小勒銜
3. エッグバット小勒銜
4. 銜枝付き小勒銜、あるいはドロップ+銜枝付き小勒銜

各種大勒銜

5. 半月形大勒銜
- 6 + 7. 真直ぐな銜枝と舌ゆるめ付き大勒銜
8. 舌ゆるめと遊動式銜身のついた大勒銜（ウェイマウス）
9. No. 6 + 7の変形
10. S字形銜枝のついた大勒銜
11. グルメット
12. グルメット留め革
13. 革製グルメットカバー
14. ゴム製グルメットカバー

注記：「総合馬術競技会規程」と「馬場馬術競技会規程」で使用できる銜として図解されている小勒銜は、すべて総合馬術競技会の馬場馬術競技にて、水勒あるいは大勒の一部として使用が認められる。大勒銜は必ずジョイント（1ヶ所または2ヶ所）のある銜とジョイントのない銜との組み合わせとする。銜はプラスチック製でも金属製でもよい。

ここに示すリングあるいは銜枝のいずれも使用が認められる。

通常の水勒銜とは、1本のバーか中央に1ヶ所ジョイントのあるシンプルな銜である。水勒銜にジョイント部が2ヶ所ある場合は、どの部分も丸みをもたせて表面を滑らかなものとしなければならない。

更に以下に示す水勒銜も使用が許可される：

1. ダブルジョイント式銜身の通常の水勒銜
2. ジョイント式銜身の通常の水勒銜
3. レース用水勒銜－「Dリング」
4. エッグバット水勒銜
  - a) 銜枝付き
  - b) 銜枝なし
5. その他の種類の銜枝付き水勒銜
6. 上部銜枝のみ付いている水勒銜
7. ゴム、革、プラスチックまたは**鋼鉄製**で、ジョイントのある水勒銜とジョイントのない水勒銜
8. ハンギング・チーク水勒銜
9. ジョイント部が菱形になっているダブルジョイント式銜身の通常の水勒銜
10. ダブルジョイント式銜身の通常の水勒銜（フレンチ・リンク）
11. ジョイントのない、硬質プラスチック製あるいはゴム製の、ウェーブがかかった水勒銜（鋼鉄製ではない）
  - a) 銜枝付き
  - b) 銜枝なし
12. 回転する銜身部のある通常の水勒銜
13. 回転する中心部のある水勒銜

付則 2 総合馬術競技会の馬場馬術競技

|                          |           |        |        |
|--------------------------|-----------|--------|--------|
| スター競技会(1*)<br>CH/CCI/CIC | 2009A1*課目 | 約4分    | 付則2. 1 |
|                          | 2009B1*課目 | 約5分    | 付則2. 2 |
| ツースター競技会(2*) CH/CCI/CIC  | 2009A2*課目 | 約5分    | 付則2. 3 |
|                          | 2009B2*課目 | 約5分    | 付則2. 4 |
| スリースター競技会(3*) CH/CCI/CIC | 2009A3*課目 | 約5分    | 付則2. 5 |
|                          | 2009B3*課目 | 約5分    | 付則2. 6 |
| フォースター競技会(4*) CH/CCI     | 2009A4*課目 | 約5分15秒 | 付則2. 7 |
|                          | 2009B4*課目 | 約5分15秒 | 付則2. 8 |

各スターレベルの課目はCCIあるいはCICで採用される。

付則4に示した範囲内であれば、組織委員会が採用課目を選択できる。

大会(オリンピック大会を含む)、選手権大会、カップ・ファイナルで採用する馬場馬術課目はFEIが決定する。

- 奇数年にはすべてのレベルのあらゆる選手権大会にてA馬場馬術課目を採用
- 偶数年にはすべてのスターレベルのあらゆる選手権大会にてB馬場馬術課目を採用

付則3a CCIクロスカントリー障害：高さと幅の一覧表

| CCIクロスカントリー     | フォースター<br>(4*) | スリースター<br>(3*) | ツースター<br>(2*) | ワンスター<br>(1*) |
|-----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 固定障害            | 1. 20 m        | 1. 20 m        | 1. 15 m       | 1. 10 m       |
| ブラッシュ障害         | 1. 45 m        | 1. 40 m        | 1. 35 m       | 1. 30 m       |
| 最大幅<br>最も高いポイント | 2. 00 m        | 1. 80 m        | 1. 60 m       | 1. 40 m       |
| 土台              | 3. 00 m        | 2. 70 m        | 2. 40 m       | 2. 10 m       |
| 高さのない障害         | 4. 00 m        | 3. 60 m        | 3. 20 m       | 2. 80 m       |
| 飛び降り障害 (最大)     | 2. 00 m        | 2. 00 m        | 1. 80 m       | 1. 60 m       |

付則 3 b C C I / C I C : 速度、時間、距離、飛越数上限の一覧表

| C C I クロス<br>カントリー | フォースター<br>(4*) | スリースター<br>(3*) | ツースター<br>(2*) | ワンスター<br>(1*) |
|--------------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 距離                 | 6270~6840 m    | 5700~6270 m    | 4400~5500 m   | 4160~4680 m   |
| 速度                 | 分速 570 m       | 分速 570 m       | 分速 550 m      | 分速 520 m      |
| 時間                 | 11~12 分        | 10~11 分        | 8~10 分        | 8~9 分         |
| 障害飛越数              | 42~45 個まで      | 40 個まで         | 37 個まで        | 32 個まで        |
| 代替として              |                |                |               |               |
| 距離                 | 5700~6270 m    | 5130~5700 m    | 4400~4950 m   | 3640~4160 m   |
| 時間                 | 10~11 分        | 9~10 分         | 8~9 分         | 7~8 分         |
| 障害飛越数              | 42~43 個まで      | 38 個まで         | 35 個まで        | 30 個まで        |

| C I C クロス<br>カントリー | スリースター<br>(3*) | ツースター<br>(2*) | ワンスター<br>(1*) |
|--------------------|----------------|---------------|---------------|
| 距離                 | 3200~4000 m    | 2800~3600 m   | 2400~3200 m   |
| 速度                 | 分速 570 m       | 分速 550 m      | 分速 520 m      |
| 時間                 | 約 5~6-7 分      | 約 5~6.5 分     | 約 4.5~6 分     |
| 障害飛越数              | 40 個まで         | 36 個まで        | 32 個まで        |

ガイドラインとして、C I Cでの障害飛越率は110メートルごとに1飛越を上限とする（2010年までに徐々に強制化）

付則4 障害馬術競技：障害の高さと幅の一覧表／距離、速度、飛越数上限の一覧表

| 障害馬術競技<br>選手権大会、CCI、<br>CIC | フォースター<br>(4*) | スリースター<br>(3*) | ツースター<br>(2*)  | ワンスター<br>(1*)  |
|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 障害                          |                |                |                |                |
| 高さ：                         | 1. 25 m        | 1. 25 m        | 1. 20 m        | 1. 15 m        |
| 全体の幅：                       |                |                |                |                |
| オクサー                        | 1. 45 m        | 1. 45 m        | 1. 40 m        | 1. 35 m        |
| トリプルバー                      | 1. 65 m        | 1. 65 m        | 1. 60 m        | 1. 55 m        |
| 距離                          | 600 m 以内       | 600 m 以内       | 600 m 以内       | 600 m 以内       |
| 速度                          | 分速 375 m<br>Ω  | 分速 375 m<br>Ω  | 分速 350 m<br>Ω  | 分速 350 m<br>Ω  |
| 障害数／最大飛越数<br>上限             | 11～13個<br>／16個 | 11～12個<br>／15個 | 10～11個<br>／14個 | 10～11個<br>／13個 |

Ω アリーナの広さ（前述の第536条を参照）

アリーナが5000平方メートル未満の場合：スリースターとフォースター競技会の最大速度は分速350メートル

アリーナが2300平方メートル未満の場合：どのレベルでも速度上限は分速325メートル

## 付則6 F E I 名誉バッジ

下記の基準に従って、フォースター・レベル（4\*）の選手権大会／C C I（O）を完走した選手に対して名誉バッジが授与される：

- 選手権大会／C C I Oを6回完走した選手には金バッジ
- 選手権大会／C C I Oを4回完走した選手には銀バッジ
- 選手権大会／C C I Oを2回完走した選手には銅バッジ

オリンピック大会もしくは世界選手権大会における総合馬術競技は、C C I O 2回に相当する。

**付則7 競技会での医療態勢**  
**選手の身元確認—第519条1を参照のこと**  
**F E I 競技での医療業務に関する勧告**

**競技会での医療態勢：**

競技期間中全般を通して、トレーニング区域や厩舎、競技会場内の宿泊施設も対象として含めた包括的な医療態勢を整えなければならない。応急処置は観客に対しても行わなければならない。競技に際しては、可能な限り厩舎区域に医師を1名配属するべきである。競技が行われている間を通して、少なくとも医師は厩舎区域とフィニッシュ地点付近を含むすべての施設へいつでも立ち入りできる認可証を携帯していなければならない。

**チーフ・メディカル・オフィサー：**

相応の経験があり、競技会開催地周辺を熟知しているチーフ・メディカル・オフィサーを時間的余裕をもって事前に任命し、医療資源を適切に提供できるよう、組織委員会や救急隊との連絡調整にあたらせなければならない。

メディカル・オフィサーや代表者らを集めたミーティングをクロスカントリー会場で行い、緊急事態の際に主幹医師から受けられる医療内容や競技会計画について習熟してもらおう。

どの競技においても、各チームに所属するメディカル・オフィサーの電話番号リストを準備しなければならない。医師が加わっていないチームについては、トレーナー、理学療法士、あるいは医療上の緊急事態が発生した時の連絡先となる責任者は自分の連絡先電話番号を主幹医師に知らせておかなければならない。

医療行為が必要となった場合に、メディカル・オフィサーへ携帯のテキスト・メッセージを送信することは貴重な連絡手段である。特定の医師に連絡をとることも可能であり、また状況に応じて関係者全体に連絡をとることもできる。

**クロスカントリー：**

少なくともクロスカントリー競技と障害馬術競技の間は、外傷の処置や蘇生術を施せる専門医を会場に配置し、設備を準備すると共に車両を待機させなければならない；車両については状況が悪い場合に、アリーナやコースのいかなる場所にも急行できる性能の車でなければならない。即時、救急隊の出動要請ができるよう無線通信を準備しておき、また指定の救急病院へ直ちに連絡ができるよう専用の電話回線も準備する。

クロスカントリー競技では、外傷の処置に経験のある公認医師を数名配置しなければならない。その人数はコースのレイアウトとアクセスしやすい現場であるか否かによって異なる。しかし、競技全体を通して少なくとも1名の医師が常駐していなければならない。

競技会場に医療センターを設置して、軽い病気の処置を行うとともに、重症疾患や怪我の応急処置と状態観察を行えるようにしなければならない。重傷者を早急に病院へ搬送するために救急車両が迅速に出入りできる道順をあらかじめ定め、これを確保しておく。競技会場へのアクセス条件や病院への距離によっては、ヘリコプターによる搬送が必要となる場合がある。医療センター近くに（ヘリポートとなる）適切な場所を確保しておく必要もある。いずれの場合でも、適切な医療機器を備えたヘリコプターの手配をしておくべきである。

競技で選手が落馬した場合は、たとえ明らかな外傷がなくても、医師の診断を受けずに競技続行を認めてはならない。落馬したことによる苛立ちから診察を受けようとしない選手もでてくるが、主幹の医療担当者にとっては対応が難しい。選手には治療を断る権利はあるが、外面的には分からない負傷があるかもしれない状況で競技を続ける権利はない。

## 新付則8 フォースター・レベル総合馬術競技会の開催条件

フォースター競技会は、世界を舞台とする総合馬術競技会の最高峰ともいえる存在であり、そのため、これを開催すると見込まれる組織委員会を対象として何らかのガイドラインを設け、スポーツのイメージと競技会演出に可能な限り高い質を確保できるようにするべきと考えられた。

FEIとしては、このレベルの競技会開催を数多くは認めず、その承認に際しては幾つかの厳格な判断基準に基づいて決定する。

1. フォースター競技会の開催承認を受けるには、先ず組織委員会として、同じ競技会場でこれよりも低いレベルの国際総合馬術競技（少なくともスリースター・レベル以上）を運営し、最高レベルの競技会を演出できる能力を示さなければならない。

2. FEIへ提出する主催国NFからのフォースター競技開催申請書には、競技会場（アクセス、施設など）、馬場状態の適性、組織委員会、資金状況（スポンサー収入の見積り額を含む）、予算、資金繰り、競技会場周辺の宿泊施設状況、賞金総額の見積りに関する詳細計画書を添えなければならない。

3. 組織委員会は成功実績を証明しなければならない。事業計画を提示すること。

4. **TV戦略**：TV放映によせる関心度を示すと共に、組織委員会によるTV戦略の詳細を提示

5. 競技会場はFEI指名代理人の承認を受けなければならない。この代理人は組織委員会/NFの費用負担で提案されている競技会場を訪問する。

6. NFは開催申請をサポートし、競技会の成功に向けて監督する責任があり、またNFの代表は組織委員会のメンバーに加わらなければならない。

7. **最低限の賞金額**：100,000ユーロ（156,000スイスフラン／123,000ドル）

8. **CCTV（有線テレビ）の必要性**：観客、選手、馬の所有者、競技場審判団のために、また安全対策としても必須である。

9. **コースデザイナー**：国際総合馬術コースデザイナーでなければならない。計画書には予定しているコースデザイナーの氏名を記載しなければならない。このコースデザイナーは計画書を擁護し、競技会場がフォースターにふさわしいことを請け合わなければならない。

10. **全天候型馬場馬術アリーナ**：強く推奨される

11. **開催日**：開催日は他の主要競技会と重ならず、総合馬術競技会カレンダー全体に支障なく組み込め、また毎年同じ時期に行うことで他の競技会が日程を組みやすくなるよう配慮しなければならない。

12. FEIへの申請書送付期限は、競技会開催予定前年の7月とする。

13. 競技会はFEI総合馬術委員会の承認を受けなければならない。同委員会には必要と思われる限りの情報提供を要請する権利がある。総合馬術委員会はまた、主催者からの4\*レベル認可要請を受け付けない全権限も有する。

14. 総合馬術委員会代表者（複数）、FEI代理人、FEI事務総長で構成する調査委員会が、既存のフォースター競技会を毎年評定する。競技会が必要条件を満たしていない場合には、スターレベルが再評価されることもある。

## 付則9 同一レベルで班分けを行うワンスターとツースターのスリー・デイ・イベント（CCI/CIC）での競技場審判団関連指針

1. ワンスターかツースターのCCI/CICにおいて、組織委員会が同一難度のレベルで班分けして競技を行いたいとする場合、次のように競技全体を一競技として扱うことができる：
2. 競技会を2班以上に分けて行う場合は、審判団長1名とメンバー1～2名で構成する一競技場審判団を任命し、それぞれの班に対して共通基準で判断を下す責任がある。（CICでは競技場審判団長とメンバー1名）
3. 馬場馬術競技の審査、あるいはホース・インスペクション団に人員の追加が必要な場合、障害馬術競技の審査にサポートが必要な場合には、追加の審判員を任命する。このような追加で任命される審判員は、公認国際審判員、国際審判員、国際審判員補のFEIリストから選考されるか、あるいは国内審判員でもよい。CCIでは馬場馬術競技の各班とも常に3名の審判員で審査しなければならない、CICでは常に2名の審判員による審査とする。
4. CCIにおいては、競技場審判団から少なくとも1名が各ホース・インスペクションに立ち会わなければならない。3回のインスペクションすべてにおいて、どの班の馬も全頭を同じ獣医師と競技場審判団メンバーで審査しなければならない。
5. 同じスターレベルで行われる競技会では、すべての班を統括する技術代表は1名のみとする。
6. 競技場審判団は、該当するスターレベルの競技会規定に則って組織委員会が選考したメンバーで構成しなければならない。
7. 各班への選手の振り分け方については、実施要項に明記しなければならない。
8. 賞金は通常、各班とも同じ金額とし、実施要項に明記しなければならない。
9. 二頭以上の馬に騎乗する選手については、1頭ごとに別の班に振り分けなければならない。

## 付則10 選手との協議

### 1. 選手代表の指名

選手が最初のクロスカントリー・コース下見を行う前に、国際競技会の組織委員会  
は、競技に参加している選手から選考した一名の選手の同意を得て、この人物を選  
手代表（RR）に任命しなければならない。この選手代表は、競技会に直接関わる  
いかなる問題についても、選手と組織委員会との間の意思疎通を図る役割を担うが、  
他の選手らが組織委員会や技術代表、競技場審判団、コースデザイナーと話をする  
権利を奪うものではない。打ち合わせ会が行われる場合はその際に、この選手の氏  
名を他の選手に伝えなければならないが、また打ち合わせ会がない場合は、競技会の掲  
示板に目立つように貼り出すこととする。

### 2. 特別委員会（AHC）の委員長

組織委員会は、競技開始前に特別委員会の委員長を任命する。後述の9項を参照。

### 3. 選手代表の呼びかけで行なわれる1回目の選手ミーティング

第1回目のホース・インスペクションが行われた日の終わりに、選手らが希望する  
場合は選手代表の呼びかけにより選手全員のミーティングを開く。技術代表と組織  
委員会代表はこれに出席しなければならないが、技術代表、組織委員会、選手代表  
から特別な要請がない限り、競技場審判団は必ずしも出席する必要はない。

### 4. 初日の馬場馬術競技終了後に、選手代表の呼びかけで行なわれる2回目の選手 ミーティング

「通常の」タイムテーブルに従って行なわれる「通常の」CCI競技会において、選手  
達の間で何らかの懸念がある場合、選手代表は初日の馬場馬術競技終了後に選手ミ  
ーティング開催を呼びかける権利があり、コースの障害と／あるいは、コース／区  
間の距離に関わる主な問題を議論する。このミーティングには競技場審判団、技術  
代表、コースデザイナー、組織委員会から上職の代表が出席しなければならない。  
（問題がなければ、選手代表がその旨を技術代表に伝え、技術代表は組織委員会と  
競技場審判団に連絡してミーティングを取りやめる。）

### 5. 議事録

このミーティングでは、どのような問題についても書面に残さなければならない（技  
術代表と選手代表がこの責務を負う）、競技場審判団からの回答も文書に記録して  
競技場審判団長と選手代表の署名を受ける。

### 6. 追加で任命する選手代表

この段階で、役員や組織委員会との協議継続のために選手達はさらに2名の選手代  
表を任命して、既に任命されている選手代表と連携させることができる。この2名  
については選手らが選考した者であれば誰でもよく、必ずしもその競技に参加して  
いる選手でなくてもよい。

### 7. クロスカントリー競技の前に行う最後の選手ミーティング

更に最終選手ミーティングを、それまでのミーティングと同様にすべての役員と組  
織委員会代表の出席を得て行うことが求められる。このミーティングに先立ち、前  
夜に提起された選手らの懸念事項文書に対する競技場審判団からの記述回答が選  
手代表に渡される。このミーティングで、選手の最終打ち合わせが行われる。それ  
でもまだ選手らが競技場審判団の決定に納得できない場合は、投票を行う。これは  
無記名投票とし、ミーティング運営に際して組織委員会は選手らを支援しなければ  
ならない。投票内容としては、「競技会役員の回答を受け入れますか、それとも回  
答を特別委員会へ委託して最終決定を求めるべきですか？」である。実際に競技に  
参加している選手の大多数（50%+1名）が同意した場合は、その未解決案件は  
直ちに特別委員会に最終決定が委ねられるが、この最終決定への上訴はできない。  
このミーティングでは、どのような問題についても書面に残さなければならない（技  
術代表と選手代表がこの責務を負う）、特別委員会からの回答も文書に記録して特  
別委員長と選手代表の署名を受ける。

## 8. 選手打ち合わせ会

気象条件やグラウンド状態などに起因した直前での変更を扱う通例の選手打ち合わせ会は、あくまでもクロスカントリー競技の前夜に行わなければならない。その内容で論議となった場合は、特別委員会への上程も可能である。

## 9. 特別委員会

特別委員会は、競技会初日に選手代表と連携して組織委員会が任命する人物3名で構成される。人選としては当該競技会レベルでの競技経験がある現役あるいは引退して間もない選手で、今回の競技に参加しない選手1名、F E I資格を持つ技術代表またはコースデザイナー1名、例えば主催者など、スポーツ経験のある独立した第三者1名。もし競技会にそのような人物がいない場合は、組織委員会が技術代表と競技場審判団長と協議のうえ、上記に類する経験を有し、選手と役員の双方から信頼され得る人物を任命して委員会を成立させなければならない。この3名のうちいずれの人物でも委員長として任命を受けられる。上訴委員長または上訴委員も、この資格条件を満たす者であれば、同委員会への任命を受けることが可能である。

## 10. 馬場馬術競技が1日だけの競技会

馬場馬術競技が1日だけのC I CまたはC C Iでは、上記の手順を変更する必要がある。その場合は、上述したタイムテーブルを短縮し／あるいは一部を省くことができるが、最も重要な以下の基本原則は維持しなければならない：

- 懸念事項と回答は文書で残す。
- 納得できない場合、選手には投票する機会が与えられる。
- 過半数の参加選手が求めた場合は、独立した委員会である特別委員会による最終決定を受ける。

注記：前述の要領で設けられた特別委員会は、実際に会議が開かれるか否か、あるいは決定をくださる必要が生じるか否かに拘わらず、馬や選手の死亡事故が発生した場合に調査委員会として活動し、競技場審判団長へ報告をするとともに、特別調査チームの要請を受けた場合には調査員として活動するものとする（F E I総合馬術競技会メモランダム／ガイドライン参照）。この勧告は役員の重複を避け、労力を軽減することを意図している。

選手権大会、団体競技会、ヤングライダー競技会、あるいはジュニア競技会には本条項を適用しない。

選手権大会、団体競技会（選手代表はチーム監督が代行）、あるいはポニー競技会のヤングライダーとジュニアには上記を適用しない。

## 付則11 ヤングライダー／ジュニア選手権大会－実施要項への記載情報

実施要項は組織委員会が作成しなければならず、これには以下の情報を記載する：

1. 競技会の種類
2. 競技内容詳細
3. 授与される賞、トロフィー
4. クロスカントリー・コースと障害馬術競技での障害の高さと幅、距離、時間、速度、飛越数、および馬場馬術競技課目詳細
5. 障害の種類
6. 役員リスト（審判員、技術代表、コースデザイナー、獣医師、スチュワード）など
7. 競技プログラム
8. 行事プログラム
9. チーム監督と選手の宿泊－ホテルか個人家庭となる場合が多い
10. 組織委員会を通さずに選手の親が直接予約できるホテル・リストを含め、選手の親に関わる手配事項－金額一覧表
11. グループの宿泊施設－厩舎に近い場所
12. 厩舎－費用詳細
13. 馬糧－費用詳細
14. ローカル移動手段の手配
15. 到着日と出発日。この期間以外は経費が負担されない。
16. パスポートやビザの必要条件、気候、必要な衣服の種類などの有用情報
17. この実施要項は、競技会や選手権大会開始の遅くとも8週間前までにすべてのNFへ数部ずつ送らなければならない。

## 付則12 ポニーライダー総合馬術競技会規程

ポニーライダー競技は世界中の馬術競技発展において重要な要素である。この付則の目的は、ポニーライダーが安全かつ適正に総合馬術競技を実践できるような枠組みを定義することにある。従って本付則に示す変更と説明とともにF E I 総合馬術競技会規程を適用する。

### 運営規則

#### P-1条 ポニーライダーとポニーの定義、および参加

##### ポニーライダーの年齢

12歳となる暦年の始めから16歳となる年の終わりまで、ポニーライダーとして競技に出場できる。

##### 参加

ポニーライダーは、相応の資格を得ていればポニーライダーとしての資格を失うことなく、ジュニアと/あるいはヤングライダーの競技に出場することができる。同様に2つ以上のカテゴリーで競技や選手権大会に出場することができるが、選手権大会で一暦年中に出場できるのは、一つの年齢カテゴリーで一競技種目のみである。

##### ポニーの定義

ポニーとは、平坦な地面上で計測した鬃甲までの高さが蹄鉄なしで148cm以下、あるいは蹄鉄をつけて149cm以下の小柄な馬である。しかしながらF E Iのポニー体高測定は競技環境の中で行われることに鑑み、競技の現場で体高測定が行われたポニーについては、競技への出場許可条件として蹄鉄なしで150cm以下、あるいは蹄鉄をつけて151cm以下であることとする。

##### ポニーの年齢

すべての国際競技会および選手権大会で、ポニーは6歳以上でなければならない。

#### P-2条 国際ポニー競技会と出場資格

##### ポニー競技会

出場がポニーライダーに限定される競技会は「P」で指定し、また1\*と2\*レベルの表示を付ける：

- C C I P 1\* 導入レベル
- C C I P 2\* ヨーロッパ選手権レベル（より経験を積んでいる選手とポニーを対象とする）

##### 出場資格

ポニーライダーとポニーは、所属するNFから必要なレベルでの出場資格認定を受けなければならない。

#### P-3条 ポニーライダーへの褒賞

1. ポニー競技会では賞金は認められない。

2. すべての競技会において出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手にリボンと賞品、あるいは記念品を授与しなければならない。上位4名の個人選手には既舎プレートを授与することが推奨される。

3. 組織委員会は上記に加えてスポーツ精神に則った特別賞を独自の判断で設けることができる。

#### **P-4条 ポニーの体高測定**

1. F E I 獣医規程の付則XVIIIと一般規程（第137条）を適用する。
2. CH-EU-Pでは、出場するポニー全頭を競技開始前に現場で測定する。種々のCIPでは無作為に体高測定を行うこともできる。
3. F E I ポニー体高測定がホース・インスペクションの前に行われる場合には、競技会開催期間は最初のポニー体高測定をもって開始とする。この条項は一般規程に優先する。

#### **テクニカル規定**

##### **P-5条 服装**

##### **保護帽（ヘッドギア）**

騎乗している間は常に3点で固定された顎紐つきの保護帽を着用することが、すべてのポニーライダーに義務づけられる。安全対策として長い髪は保護帽の中に入れて込むか、ヘアネットでまとめなければならない。

##### **拍車**

ポニーライダーが拍車を装着する場合には、柄の先端が滑らかに丸みを帯びたものでなければならない。輪拍の使用は認められない。拍車を不適切に使用した結果としてポニーの馬体に何らかの跡が認められる場合は、罰則の対象となることがある。

##### **馬場馬術競技**

暗色のジャケットか乗馬クラブのユニフォーム。白か淡黄褐色のキュロットかジョッパー、白のシャツに白か薄い色彩のタイあるいはハンティング・ストック。トップハットもボーラーハットも認められない。手袋の着用は必須。長靴は第521条4に定める通り。拍車は任意。

##### **クロスカントリー競技**

ジョッパーは適切な靴との組み合わせで許可される。

##### **障害馬術競技**

暗色のジャケットか乗馬クラブのユニフォーム。白か淡黄褐色のキュロットかジョッパー、白のシャツに白か薄い色彩のタイあるいはハンティング・ストック。トップハットもボーラーハットも認められない。手袋の着用は必須。長靴は第521条4に定める通り。拍車は任意。

##### **P-6条 馬装**

練習用馬場：第522条1を適用。但しハックモア、大勒銜、大勒頭絡は認められない。

馬場馬術競技：第522条2を適用。但し大勒銜、大勒頭絡は認められない（水勒銜のみ）。

クロスカントリー競技と障害馬術競技：第522条3を適用。但し大勒銜、大勒頭絡、ハックモア、銜のない頭絡の使用は認められない。

##### **P-7条 馬場馬術競技**

変更版の付則2を参照のこと。

##### **P-8条 クロスカントリー競技**

ワンスター・ポニー競技会についてはツースターと同じ規則・規定を適用する。しかしコースのデザインではワンスター競技会の目的を念頭におかなければならず、その目的とはポニーと選手に初めてワンスター国際競技を体験させることにある。原則として、障害はツースター競技会で使われるものより見た目をもっと飛びやすくし、またできるだけ多くの選択障害を置かなければならない。

## 距離と速度

| ポニー・クロスカントリー | ツースター<br>(2*) | ワンスター<br>(1*) |
|--------------|---------------|---------------|
| 高さ           |               |               |
| 固定障害         | 1. 05 m       | 1. 05 m       |
| ブラッシュ障害      | 1. 25 m       | 1. 25 m       |
| 最大幅          |               |               |
| 最も高いポイント     | 1. 25 m       | 1. 25 m       |
| 土台           | 2. 10 m       | 2. 10 m       |
| 高さのない障害      | 2. 80 m       | 2. 80 m       |
| 飛び降り障害 (最大)  | 1. 45 m       | 1. 45 m       |

| ポニー・クロスカントリー | ポニー選手権大会    | ツースター<br>(2*) | ワンスター<br>(1*) |
|--------------|-------------|---------------|---------------|
| 速度           | 分速 520 m    | 分速 450~520 m  | 分速 450~520 m  |
| 時間           | 7~8分        | 6~8分          | 6~8分          |
| 距離           | 3640~4160 m | 2700~4160 m   | 2700~4160 m   |
| 障害飛越数        | 30個まで       | 30個まで         | 30個まで         |

### 障害の種類

1. ブルフィンチは認められない。

2. バウンス障害（完歩なしで垂直障害のコンビネーション）の使用は認められるが、水に飛び込む配置であってはならず、ポニーとポニーライダーにとって適切な距離と難度がなければならない。

3. 障害の着地側が飛び降りとなっていたり、あるいはスキージャンプのように飛越する障害については、1. 45 m以内でなければならない。この種の障害は2個までに限定する。1. 45 m未満の飛び降り障害の数は技術代表の判断に任される。

### P-9条 障害馬術競技

ワンスターとツースター競技会と同じ規程を適用する。

コース全長は400~500メートル、最大障害数は11個、最大飛越数は13個、障害の高さは1. 10 m以内、幅は1. 35 m以内。少なくともダブルを1個入れなければならない。速度：分速350 m。

| 障害馬術競技<br>CCIP 1*/2* | ポニー・ワンスター<br>(1*) | ポニー・ツースター<br>(2*) |
|----------------------|-------------------|-------------------|
| 障害                   |                   |                   |
| 高さ：                  | 1. 10 m           | 1. 10 m           |
| 全体の幅：                |                   |                   |
| 最も高いポイント             | 1. 25 m           | 1. 25 m           |

|           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| トリプルバーの土台 | 1. 80 m    | 1. 80 m    |
| 距離        | 350～450 m  | 400～500 m  |
| 速度        | 分速350 m    | 分速350 m    |
| 障害数／飛越数上限 | 10～11個／13個 | 10～11個／14個 |

## P-10条 役員

### 技術代表の任務

ポニーの選手権大会と国際競技会における技術代表は、前述の責務に加えて参加者のウェルフェア、そしてスポーツマン精神を高めフェアプレイを守るという使命を常に忘れず、設備はすべて適切なものであり、参加者の態度も正当であって、最大限の注意を払いつつ社会教育的機能も果たされていることを確認する責任と権限がある。

### 役員

役員は下記の一覧表に基づいて任命される。ポニー競技会に経験のある役員を組織委員会に加えるよう、強く進言するものである。

|        | CH-EU-P                | CCIO P2*                       | CCIP2*                     | CCIP1*                   |
|--------|------------------------|--------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 競技場審判団 | 3名                     | 3名                             | 2～3名                       | 2～3名                     |
|        | FEI「O」か「I」リストよりFEIが任命。 | 全員をFEI「O」か「I」リストより選考しなければならない。 | 全員をFEI「I」リストから選考しなければならない。 | 競技場審判団メンバー1名はFEIリストから選考。 |

|       |                                                           |                                                                |                                              |                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 競技場審判団メンバー2名以上を外国人とする。少なくとも競技場審判団長はポニー競技会で審査の経験がなければならない。 | 競技場審判団メンバー2名以上を外国人とする。少なくとも競技場審判団メンバー1名はポニー競技会で審査の経験がなければならない。 | 競技場審判団メンバー1名が外国人審判員であるか、あるいは外国人技術代表であることが必須。 | 技術代表がFEIリストから選考されていれば、国内審判員でもよい。                                                                |
| 上訴委員会 | ポニー競技会に経験のあるメンバー1名                                        |                                                                | 適用なし                                         |                                                                                                 |
| 技術代表  | 「I」リストからFEIが任命                                            | FEI「I」資格の技術代表リストから選考しなければならない。                                 |                                              | 競技場審判団メンバー1名か技術代表はFEIリストから選考しなければならない。競技場審判団メンバー1名かコースデザイナーがFEIリストに掲載されている人物であれば、技術代表は国内資格でもよい。 |

|          |                                           |                                                                                   |
|----------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| コースデザイナー | F E I 「 I 」 資格のコースデザイナー・リストから選考しなければならない。 | F E I リストから選考するか、あるいは競技場審判団メンバー1名か技術代表がF E I リストに掲載されている人物であれば、コースデザイナーは国内資格でもよい。 |
|----------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|

### P-11条 大陸選手権大会

大陸選手権大会は毎年開催されるが、できるだけ学校の長期休暇中に行う。

障害馬術、馬場馬術、総合馬術選手権大会はできる限り同じ会場で開催し、旅費負担を軽減すべきである。ポニーライダーにできるだけ多くの国を訪問する機会を与えられるよう、この競技会の開催は大陸内の国々で交替にするべきである。

ヨーロッパ以外では、主催国を含めて2ヶ国以上から不特定数の地域チームが参加すれば、大陸選手権大会を開催できる。これに関わる国々のNFが地域チームの基準を定める。

F E I 事務総長の認可があれば、該当する大陸外のNFも招待することができるが、いかなる選手も一暦年中に同じ競技種目で2つの選手権大会に参加することはできない。当該大陸外から参加した選手は、賞を受ける資格はあるが、メダル獲得あるいはタイトル順位の対象とはならない。

#### チーム

各NFは選手6名、ポニー6頭以内の構成で1チームを参加申込することができ、そのうち4組が団体選手権大会に出場できる。3名構成のチームも認められる。チームを派遣できないNFは、1名あるいは2名の個人選手を各々1頭の馬と共に参加申込できる。

組織委員会は各チームのチーム監督と獣医師に招待状を送付しなければならない。彼らは選手と同様の特典を受けるものとする。

#### グルーム

各NFはポニー2頭につき1名のグルーム、チームにつき3名までのグルームを派遣する権利がある。

#### 競技

選手権大会はC C I P 2\*競技として行われる。

#### 選手権大会の役員

競技場審判団長、競技場審判団メンバー、技術代表、外国人獣医師代表はF E I が任命し、その他役員の任命についてはすべてF E I が承認を行う。他の役員は前記の一覧表に定める基準に基づいて、組織委員会/NFが任命する。

ポニー競技会に経験のある役員を組織委員会に加えるよう、強く進言するものである。

#### 経費

NFはチーム監督、選手、グルーム、ポニーの選手権大会開催地までの往復旅費を負担する。

妥当な額の参加申込料を徴収してもよいが、F E I の承認を受けなければならない。

組織委員会は仮設厩舎の準備と、グルームに対してはできるだけ厩舎近くに滞在できるように準備しなければならない。

選手に宿泊を無料で提供できない場合は、適切な宿泊施設を実施要項でリストアップして提示することとする。

## 賞と記念品

選手権大会では賞品のみ授与することができる。賞金の授与は認められない。少なくとも次のような賞を授与しなければならない：

団体選手権大会では、F E I メダルが授与される。更に上位 4 チームの各メンバーには賞品と厩舎プレート、リボンが授与される。

個人選手権大会では、F E I メダルが授与される。更に出場選手の 4 分の 1、少なくとも第 5 位までの選手には賞品と厩舎プレート、リボンが授与される。組織委員会はこれに追加して、スポーツ精神に則った特別賞を独自の判断で設けることができる。

チーム監督と選手全員には、組織委員会から記念品か厩舎プレートが進呈される。選手権大会では表彰式に大変重要な意味合いをもたせてアリーナで行わなければならない、選手は正装してポニー騎乗でこれに臨む。